

ご契約に適用される普通保険約款・特約について

1. 普通保険約款

お客さまがご契約になった保険に適用される約款は、団体総合生活補償保険普通保険約款です。
ただし、本サービスでは疾病に対する補償はありません。

2. 特約

団体総合生活補償保険普通保険約款が適用される場合で次の適用基準に当てはまるときは、当該特約が適用されます。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	すべてのご契約に適用されます。
保険料支払に関する特約	すべてのご契約に適用されます。
個人賠償責任危険補償特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
受託物賠償責任補償特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
借家人賠償責任補償特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
修理費用補償特約	借家人賠償責任補償特約が適用される場合に適用されます。
携行品損害補償特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
住宅内生活用動産補償特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
救援者費用等補償特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
キャンセル費用補償特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
家族型への変更に関する特約（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用）	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約が適用される場合で、お客さま専用画面の該当の補償種類に「ご家族も補償」、加入タイプに「家族型」と表示されている場合に適用されます。
夫婦型への変更に関する特約（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用）	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約が適用される場合で、お客さま専用画面の該当の補償種類に「ご家族も補償」、加入タイプに「夫婦型」と表示されている場合に適用されます。
家族型への変更に関する特約	加入タイプに「家族型」と表示されている場合に適用されます。
夫婦型への変更に関する特約	加入タイプに「夫婦型」と表示されている場合に適用されます。
傷害による家事代行費用等補償特約	お客さま専用画面の該当保険金額欄に保険金額が表示されます。
傷害補償（MS&AD型）特約	すべてのご契約に適用されます。
顔面傷害による傷害入院保険金および傷害通院	お客さま専用画面の基本トレイに特約名称が表

保険金 2 倍支払特約	示されます。
第三者の加害行為による保険金 2 倍支払特約	お客さま専用画面の基本トレイに特約名称が表示されます。
免責金額の変更に関する特約（携行品損害補償特約用）	携行品損害補償特約が適用される場合に適用されます。
免責金額の変更に関する特約（住宅内生活用動産補償特約用）	住宅内生活用動産補償特約が適用される場合に適用されます。
補償範囲の変更に関する特約（住宅内生活用動産補償特約用）	住宅内生活用動産補償特約が適用される場合に適用されます。
新価保険特約（携行品損害補償特約用）	携行品損害補償特約が適用される場合に適用されます。
新価保険特約（住宅内生活用動産補償特約用）	住宅内生活用動産補償特約が適用される場合に適用されます。

※お手順をお掛けしますが、文中の「保険証券」は「お客さま専用画面」に読み替えてください。

団体総合生活補償保険 普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明のある場合は、それによります。

用語	説明
医学上因果関係がある疾病	医学上重要な関係にある一連の疾病をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の疾病として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行 ^(注1) または試運転 ^(注2) をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
頸部症候群 ^{けい}	いわゆる「むちうち症」をいいます。
契約年令	この保険契約の始期日における被保険者の年令をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの ^(注) をいいます。 (注) 当社が告知を求めたもの 他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。

用語	説明
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が疾病によって被った傷害については疾病として取り扱います。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払事由	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに支払事由として規定する事由をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(注1)。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ア．創傷処理 イ．皮膚切開術 ウ．デブリードマン エ．骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ．抜歯手術 ② 先進医療^(注2)に該当する診療行為^(注3) (注1) 診療行為 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 先進医療 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。 (注3) 診療行為 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
傷害	身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。 ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒 (注) 中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート^(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
損害等	この普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、当社が保険金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。

用語	説明
	(注) 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
訂正の申出	告知事項について書面をもって訂正を申し出ることであって、基本条項第4条（告知義務）（3）③またはこの普通保険約款に付帯される特約に規定する訂正の申出をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
発病	被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。ただし、先天性異常については、被保険者以外の医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。
被保険者	この保険契約により補償の対象となる者または補償を受ける者をいい、保険証券記載の被保険者をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社が保険金を支払わない場合は、この普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定によります。

第2章 基本条項

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、始期日の午後4時^(注)に始まり、満期日の午後4時^(注)に終わります。
(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
(2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に生じた支払事由による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険責任のおよぶ範囲）

当社は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、日本国内または国外において生じた支払事由による損害等に対して保険金を支払います。

第4条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。なお、保険契約締結の際、当社が特に必要と認めた場合は、当社は、事実の調査を行い、また、被保険者になる者に対して当社の指定する医師の診断を求めることができます。
(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
① (2)に規定する事実がなくなった場合
② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
③ 保険契約者または被保険者が、支払事由または支払事由の原因が生じた時より前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4)(2)の規定による解除が支払事由または支払事由の原因の発生した後になされた場合であっても、第12条(保険契約の解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した支払事由による損害等については適用しません。

(注) 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第5条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第6条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第7条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第8条(保険契約の取消)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第9条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第10条(重大事由による解除)

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力^(注1)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力^(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力^(注1)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力^(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注2)を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。

(3) この保険契約に付帯された特約の保険金が次のいずれかに該当する場合、(1)または(2)の規定による解除が損害等^(注3)の原因となった支払事由の生じた後になされたときであっても、第12条(保険契約の解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時以後に発生した支払事由による損害等^(注3)に対しては、当社は、保険金^(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金^(注4)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

① 被保険者の傷害または疾病^(注5)に対して一定額を支払うもの

② 被保険者の傷害または疾病によってその被保険者が被った損害^(注6)に対して保険金を支払うもの

(4) この保険契約に付帯された特約の保険金が(3)①または②のいずれにも該当しない場合、(1)または(2)の規定による解除が支払事由の生じた後になされたときであっても、第12条(保険契約の解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時以後に発生した支払事由による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) この保険契約に付帯された特約の保険金が(3)①または②のいずれにも該当しない場合において、保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされたときには、(4)の規定は、次の損害等については適用しません。

① (1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等

② (1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

(注3) 損害等

(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた損害等をいいます。

(注4) 保険金

(2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(注5) 傷害または疾病

死亡および要介護状態を含みます。

(注6) 損害

損失および費用を含みます。

第11条（被保険者による保険契約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約^(注)を解除することを求めることができます。
- ① この保険契約^(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第10条（重大事由による解除）(1)①または②のいずれかに該当する行為があった場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第10条(1)③ア．からオ．までのいずれかに該当する場合
 - ④ 第10条(1)④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約^(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約^(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注)を解除しなければなりません。
- (3) 被保険者は、(1)①の事由のある場合は、当社に対する通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約^(注)が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

第12条（保険契約の解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）

- (1) 第4条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた支払事由による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りません。

第14条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第6条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第15条（保険料の返還－取消の場合）

第8条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第16条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第4条（告知義務）(2)、第10条（重大事由による解除）(1)または第13条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第9条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第10条（重大事由による解除）(2)の規定により、当社がこの保険契約^(注)を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) 第11条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約^(注)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (5) 第11条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者がこの保険契約^(注)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

第17条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する請求書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)

- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注) または②以外の３親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容、損害の額または傷害・疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

第18条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日^(注1) からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無、疾病の内容および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注2) または傷害・疾病の程度、事故と損害または傷害との関係、発病の状況、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1) からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数^(注3) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 ^(注4)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日

⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
---	------

- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4)(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第17条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

保険価額を含みます。

(注3) 次表「期間」に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会其他法令に基づく照会を含みます。

(注5) 応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第19条（時効）

保険金請求権は、第17条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第21条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に関する義務を負うものとします。

第22条（契約内容の登録）

- (1) 当社は、この保険契約締結の際、次の①から⑥までを一般社団法人日本損害保険協会（以下「協会」

といいます。)に登録します。

- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- ③ 傷害死亡保険金受取人の氏名
- ④ 保険金額、保険金日額および被保険者の同意の有無
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 当社名

- (2)各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3)各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4)協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5)保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当社または協会に照会することができます。

第23条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

第24条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第25条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

当社は、この特約により、この保険契約に付帯された他の特約の保険金を支払わない場合に関する規定中

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動」とあるのは

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為^(注)を除きます。

（注）テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。」と読み替えて適用します。

第2条（この特約の解除）

第1条（戦争危険等免責の一部修正）により読み替えた他の特約のただし書きの危険が著しく増加し、この特約の引受範囲^(注)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による48時間以前の予告をもって、この特約を解除することができます。

（注）引受範囲

この特約を引き受けられる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

第2条（この特約の解除）の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合で、次のいずれかに該当するときは、当社は、保険金を支払いません。

- ① 第1条の規定に従いこの保険契約の保険料を払い込まず、この保険契約の始期日から、保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていた場合
- ② 第1条の規定に従いこの保険契約の保険料を払い込まず、この保険契約の始期日から、保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合
- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約における保険料を第1条の規定に従って払い込まず、その保険契約の始期日から、その保険契約の保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）の規定による解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

個人賠償責任危険補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
財物の破損	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。
住宅	本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2条（被保険者）に規定する者をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
本人	普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。）

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が、次のいずれかに該当する偶然な事故（以下「事故」といいます。）により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活^{（注）}に起因する偶然な事故

（2）当社は、（1）に規定する事故が発生した時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

（3）普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担する原因となった（1）の事故をいいます。

（注）日常生活

住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第2条（被保険者）

（1）この特約における被保険者は次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人

- ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者と同居の親族^(注1)
 - ④ 本人またはその配偶者と別居の未婚^(注2)の子
 - ⑤ ①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注3)。ただし、その責任無能力者に関する第1条（保険金を支払う場合）(1)①または②の事故に限ります。
- (2)(1)の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (3)この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(注1) 親族

6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注2) 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者

責任無能力者の親族^(注4)に限ります。

(注4) 親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- (2)当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産^(注4)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族^(注5)に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する賠償責任を除きます。
 - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶・車両^(注6)、銃器^(注7)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3)被保険者が第2条（被保険者）(1)⑤に規定する者である場合は、(2)①から④までおよび⑥の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産

住宅の一部が専ら被保険者の業務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注5) 親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

(注6) 船舶・車両

原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。なお、ゴルフ場敷地内とは、ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊施設のために使用される部分を除きます。

(注7) 銃器

空気銃を除きます。

第4条（支払保険金の範囲）

当社が支払う保険金の範囲は、次に規定するものに限ります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決までの遅延損害金を含みます。以下同様とします。）
- ② 第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第6条（事故の発生）（1）②に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用および同条（1）③の手続のために必要な費用
- ③ ②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当社の書面による同意を得たその他の費用
- ④ 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ⑥ 第8条（当社による解決）（2）および第10条（損害賠償責任解決の特則）（1）に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第5条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、次の算式によって算出した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者 に対して負担する法律上の損 害賠償責任の額	－	免責金額	＝	保険金の額
---	---	------	---	-------

- ② 第4条（支払保険金の範囲）②から⑥までに規定する費用についてはその全額

第6条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または他人の財物の破損が発生したことを知った場合は、次に規定する事項を履行しなければなりません。
- ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年令、職業、事故の状況ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所および氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を遅滞なく当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 事故によって生じた損害の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
 - ③ 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
 - ④ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置をとることを妨げません。
 - ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等の有無および内容^(注)について遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、(1)①、⑤、⑥および⑦のときは、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、(1)②の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額を、(1)③の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、(1)④の場合は当社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①、⑤、⑥または⑦の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条（当社による援助）

被保険者が日本国内において発生した事故^(注)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(注) 日本国内において発生した事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第8条（当社による解決）

- (1) 被保険者が日本国内において発生した事故^(注1)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当社が損害賠償請求権者から第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注2)を行います。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

(注1) 日本国内において発生した事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(注2) 訴訟の手続

弁護士を選任を含みます。

第9条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

(1) 日本国内において発生した事故^(注1)によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注2)を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3) 第8条(当社による解決)およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	＝	損害賠償額
-----------------------------------	---	--------------------------------	---	-------

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注3)が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ① (2)④に規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
- ③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(7)(6)②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注2)を限度とします。

(注1) 日本国内において発生した事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(注2) 保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注3) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第10条（損害賠償責任解決の特則）

(1)第8条（当社による解決）(1)のほか、当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(2)被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（先取特権）

(1)損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3)保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)

①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第4条（支払保険金の範囲）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第12条（保険金の請求）

(1)当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

① 当社の定める事故状況報告書

- ② 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ③ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ④ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑤ 第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故による他人の財物の破損に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^{（注1）}および被害が生じた物の写真^{（注2）}
- ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑦ 被保険者の印鑑証明書
- ⑧ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ⑨ その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）写真

画像データを含みます。

第13条（損害賠償額の請求）

- （1）損害賠償請求権者が第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠を当社に提出しなければなりません。
 - ① 損害賠償額の請求書
 - ② 死亡に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ③ 後遺障害に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ④ 傷害に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑤ 第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故による他人の財物の破損に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^{（注1）}および被害が生じた物の写真^{（注2）}
 - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑦ 損害賠償請求権者の印鑑証明書
 - ⑧ その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （2）損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
 - ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者^{（注3）}

- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注3)または②以外の3親等内の親族
- (3)(2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (4)当社は、事故の内容、損害額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5)損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (6)損害賠償額の請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行行使することはできません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

(注1) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真

画像データを含みます。

(注3) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

第14条（損害賠償額の支払）

- (1)当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3)

180日

- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における、(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4)(1)または(2)の規定による損害賠償額の支払は、損害賠償請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

損害賠償請求権者が第13条(損害賠償額の請求)(1)および(2)の手続を完了した日をいいます。

(注2) 次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第15条(他の保険契約等がある場合の支払保険金)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、損害額^(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第16条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

(2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3)保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第17条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1)第7条（当社による援助）または第8条（当社による解決）(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は保険金額^(注1)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(2)(1)により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金^(注2)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3)(1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第5条（支払保険金）①ただし書、第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注2)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(4)(1)の供託金^(注2)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金^(注2)の限度で、(1)の当社の名による供託金^(注2)または貸付金^(注3)が保険金として支払われたものとみなします。

(5)第12条（保険金の請求）の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 保険金額

同一事故につき既に当社が支払った保険金または第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 供託金

利息を含みます。

(注3) 貸付金

利息を含みます。

第18条（被保険者範囲の変更に関する特約が付帯された場合の取扱い）

(1)当社は、この特約が付帯された保険契約に、家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約または配偶者対象外型への変更に関する特約が付帯された場合は、これらの特約において、この特約を被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

(2)この特約が付帯された保険契約に、家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約または配偶者対象外型への変更に関する特約が付帯された場合は、「用語の説明」の本人の説明を次のとおり読み替えて適用します。

「

本人	普通保険約款の被保険者として保険証券の本人欄に記載された者をいいます。
----	-------------------------------------

第19条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解除請求）の規定は適用しません。

第20条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

受託物賠償責任補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。
受託物	被保険者が管理する財産的価値を有する有体物で第3条（受託物の範囲）に規定するものをいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
破損	滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2条（被保険者）に規定する者をいいます。
紛失または盗取	紛失または盗取には詐取を含みません。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
本人	普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。）

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、受託物が次に掲げる間に破損、紛失または盗取されたこと（以下「事故」といいます。）により、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

① 受託物が、住宅内に保管されている間

② 受託物が、被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間

（2）当社は、（1）に規定する事故が発生した時が保険期間中であった場合に限り、受託物賠償責任保険金を支払います。

（3）普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、受託物が破損、紛失または盗取されたことについて、法律上の損害賠償責任を負担する原因となった（1）の事故をいいます。

第2条（被保険者）

（1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

① 本人

② 本人の配偶者

- ③ 本人またはその配偶者と同居の親族^(注1)
 - ④ 本人またはその配偶者と別居の未婚^(注2)の子
 - ⑤ ①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注3)。ただし、その責任無能力者に関する第1条（保険金を支払う場合）（1）の事故に限ります。
- (2) (1)の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(注1) 親族

6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注2) 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者

責任無能力者の親族^(注4)に限ります。

(注4) 親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

第3条（受託物の範囲）

- (1) この特約における受託物は、被保険者が日本国内において受託した財産的価値を有する有体物のうち、次に掲げるものを除いたものとします。

① 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物

② 貴金属、宝石、書画、骨董^{とう}、彫刻、美術品その他これらに準ずる物

③ 自動車^(注1)、原動機付自転車、船舶^(注2)、航空機およびこれらの付属品

④ 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物

⑤ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具

山岳登山^(注3)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注4)操縦^(注5)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注6)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

⑥ 動物、植物等の生物

⑦ 建物^(注7)

⑧ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

⑨ 公序良俗に反する物

⑩ その他下欄記載の物

--

- (2) 被保険者が第2条（被保険者）（1）⑤に規定する者である場合は、（1）⑤の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

(注1) 自動車

被^{けん}牽引車を含みます。

(注2) 船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

(注3) 山岳登山

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

(注4) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注5) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注6) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラブレーン等をいいます。）を除きます。

(注7) 建物

畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する付属設備および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格^(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 被保険者に引き渡される以前から受託物に存在した欠陥
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑩ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑪ 受託物に生じた自然発火または自然爆発
- ⑫ 偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故または機械的事故
- ⑬ 自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由
- ⑭ ねずみ食い、虫食いその他これらに類似の事由
- ⑮ 風、雨、雪、雹^{ひょう}、砂塵^{じん}その他これらに類するものの吹込み^(注5)またはこれらのものの漏入^(注6)による受託物の破損

(2) 当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産^(注7)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族^(注8)に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑥ 航空機、船舶^(注9)または銃器^(注10)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ⑦ 受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の破損に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託物を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任^(注11)
 - ⑨ 受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任
- (3)被保険者が第2条(被保険者)(1)⑤に規定する者である場合は、(1)④ならびに(2)①から③までおよび⑧の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済核燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 吹込み

窓・戸等建物または屋外設備の開口部から入り込むことをいいます。

(注6) 漏入

屋根・壁等建物または屋外設備の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます。

(注7) 職務の用に供される動産または不動産

住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注8) 親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

(注9) 船舶

原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注10) 銃器

空気銃を除きます。

(注11) 損害賠償責任

収益減少に基づく賠償責任を含みます。

第5条(支払保険金の範囲)

当社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被害受託物について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決までの遅延損害金を含みます。以下同様とします。)。ただし、保険事故の生じた地および時において、もし事故がなければ有したであろう被害受託物の価額を超えないものとします。

- ② 第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第7条（事故の発生）（1）④に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用および同条（1）⑤の手続のために必要な費用
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ④ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ⑤ 第8条（当社による解決）に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用

第6条（支払保険金）

当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 次の算式によって算出した額。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{被保険者が被害受託物 について正当な権利を}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

$$\boxed{\text{有する者に対して負担 する法律上の賠償責任 の額}}$$

- ② 第5条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条③および④の費用は、同条①の法律上の賠償責任の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の法律上の賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第7条（事故の発生）

- （1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 受託物の破損または盗取の発生日時および場所、被害受託物について正当な権利を有する者の住所、氏名、受託物、受託物の損害状況ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所および氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 他の保険契約等の有無および内容^{（注）}について遅滞なく当社に通知すること。
 - ③ 受託物が盗取された場合にあっては、遅滞なく警察署へ届け出ること。
 - ④ 事故によって生じた損害の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
 - ⑤ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
 - ⑥ あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
 - ⑦ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑧ ①から⑦までのほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- （2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当社は（1）①から③まで、⑦または⑧のときはそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、（1）④の場合は発生または拡大を防止できたと認められる額を、（1）⑤の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、（1）⑥の場合は、当社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。
- （3）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）①、②、⑦または

⑧の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条（当社による解決）

当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

第9条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権^(注1)について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合^(注2)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合^(注3)
- (3) 保険金請求権^(注1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注1)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注1) 保険金請求権

第5条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

(注2) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合

被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注3) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合

損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が被害受託物について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害受託物について正当な権利を有する者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から、発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 当社の定める事故状況報告書
 - ② 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注1)および被害が生じた物の写真^(注2)

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ④ 盗難による損害の場合には警察署の盗難届出証明書
- ⑤ 被保険者の印鑑証明書
- ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ⑦ その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）写真

画像データを含みます。

第11条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^{（注1）}の合計額が、損害額^{（注2）}を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^{（注1）}
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害額 ^{（注2）} から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^{（注1）} を限度とします。

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第12条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^{（注）}を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する（1）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第 13 条 (被保険者範囲の変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

- (1) 当社は、この特約が付帯された保険契約に、家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約または配偶者対象外型への変更に関する特約が付帯された場合は、これらの特約において、この特約を被保険者範囲個別規定型特約として取扱います。
- (2) この特約が付帯された保険契約に、家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約または配偶者対象外型への変更に関する特約が付帯された場合は、「用語の説明」の規定中、本人の説明を次のとおり読み替えて適用します。

「

本人	普通保険約款の被保険者として保険証券の本人欄に記載された者をいいます。
----	-------------------------------------

」

第 14 条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款基本条項第 11 条 (被保険者による保険契約の解除請求) の規定は適用しません。

第 15 条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

借家人賠償責任補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
貸主	転貸人を含みます。
借戸室	被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物の戸室をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
破損	滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2条（被保険者）に規定する者をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。）

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、日本国内において借戸室が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次に掲げる事故（以下「事故」といいます。）のいずれかにより破損した場合において、被保険者が借戸室についてその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

① 火災

② 破裂または爆発^(注)

(2) 当社は、(1)に規定する事故が発生した時が保険期間中であつた場合に限り、保険金を支払います。

(3) 普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、被保険者が借戸室についてその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担する原因となつた(1)の事故をいいます。

(注) 破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第2条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。ただし、借戸室の賃借名義人がこれと異なる場合には、その賃借名義人を含みます。

(2) 被保険者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注1)を被保険者に含みます。ただし、その責任無能力者に

関する第1条(保険金を支払う場合)(1)①または②の事故に限ります。

(注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者

責任無能力者の親族^(注2)に限ります。

(注2) 親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

(1)当社は、借戸室が次のいずれかに該当する事由によって破損した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意

② 被保険者の心神喪失

③ 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事により火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦ ④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

(2)当社は、次のいずれかに該当する借戸室の破損および次のいずれかによって生じた借戸室の破損^(注4)により被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 借戸室の欠陥

② 借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

(3)当社は、借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の破損であって、借戸室ごとに、その借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない破損によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

(4)当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

② 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の破損に起因する損害賠償責任

(5)被保険者が第2条(被保険者)(2)に規定する者である場合は(4)②の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 次のいずれかによって生じた借戸室の破損

第1条（保険金を支払う場合）の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する破損に限ります。

第4条（支払保険金の範囲）

当社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限りします。

- ① 被保険者が貸主に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって、被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額をこれから差し引くものとします。以下同様とします。）
- ② 第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第6条（事故の発生）(1)③に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用および同条(1)④の手續のために必要な費用
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ④ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ⑤ 第7条（当社による解決）に規定する当社による損害賠償責任の解決に協力するために被保険者が直接要した費用

第5条（支払保険金）

当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 次の算式によって算出した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。

$$\boxed{\text{被保険者が貸主に対して負担する法律上の賠償責任の額}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- ② 第4条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用については、その全額。ただし、同条③および④の費用は、同条①の法律上の賠償責任の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の法律上の賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第6条（事故の発生）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 借戸室の破損の発生日時および場所、借戸室の貸主の住所、氏名、事故の状況、破損の程度ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 他の保険契約等の有無および内容^(注)について遅滞なく当社に通知すること。
- ③ 事故によって生じた損害の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

- ④ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
- ⑤ あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
- ⑥ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。

⑦ ①から⑥までのほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は(1)①、②、⑥または⑦のときはそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、(1)③の場合は発生または拡大を防止できたと認められる額を、(1)④の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、(1)⑤の場合は当社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①、②、⑥または⑦の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条 (当社による解決)

当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で、損害賠償責任の解決に当たることが出来ます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

第8条 (先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権^(注1)について先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合^(注2)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合^(注3)

(3) 保険金請求権^(注1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注1)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注1) 保険金請求権

第4条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

(注2) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合

被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注3) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合

損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第9条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と貸主との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から、発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および次の書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

① 当社の定める事故状況報告書

② 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注1) および被害が生じた物の写真^(注2)

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

④ 被保険者の印鑑証明書

⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

⑥ その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真

画像データを含みます。

第10条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、損害額^(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条（被保険者範囲の変更に関する特約が付帯された場合の取扱い）

- (1) 当社は、この特約が付帯された保険契約に、傷害補償（MS & AD型）特約または疾病補償特約のいずれかの特約と被保険者範囲の変更に関する特約^(注)が同時に付帯された場合は、被保険者範囲の変更に関する特約^(注)において、この特約を被保険者変更特約連動型特約として取扱います。
- (2) 当社は、この特約が付帯された保険契約に、傷害補償（標準型）特約と被保険者範囲の変更に関する特約^(注)が同時に付帯された場合は、被保険者範囲の変更に関する特約^(注)において、この特約を被保険者範囲個別規定型特約として取扱います。

(注) 被保険者範囲の変更に関する特約

家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約および配偶者対象外型への変更に関する特約をいいます。

第13条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解除請求）の規定は適用しません。

第14条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

修理費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
貸主	転貸人を含みます。
借用住宅	被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。
修理費用	借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2条（被保険者）に規定する者をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、修理費用保険金をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。）

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、次に掲げる事故（以下「事故」といいます。）により、日本国内において借用住宅に損害（注1）が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実^{じんじつ}にこれを修理したときは、修理費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。ただし、火災、破裂または爆発（注2）の事故による損害に対し、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発（注2）

④ 借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵^{じん}、

粉塵^{じん}、煤煙^{ばい}その他これらに類する物の落下もしくは飛来、水災（注3）、土砂崩れ（注4）または⑦の事故による損害を除きます。

⑤ 給排水設備（注5）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水^{いっす}（注6）による水漏れ。ただし、水災または⑦の事故による損害を除きます。

⑥ 騒擾^{じょう}およびこれに類似の集団行動（注7）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

⑦ 風災^(注8)、雹災^{ひょう}または雪災^(注9)。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅の外側の部分^(注10)が風災^(注8)、雹災^{ひょう}または雪災^(注9)によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害^(注11)に限ります。

⑧ 盗難^(注12)

(2) 当社は、(1)の事故が発生した時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

(3) 普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、借用住宅に損害が生じる原因となった(1)の事故をいいます。

(注1) 損害

雪災^(注9)による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、それぞれ別の事故によって生じたことが普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払時期）(1)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第6条（事故の発生）の規定に基づく義務を負うものとします。

(注2) 破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(注3) 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ^(注4)・落石等の水災をいいます。

(注4) 土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(注5) 給排水設備

スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注6) 溢水^{いっすい}

水が溢れる^{あふ}ることをいいます。

(注7) 騒擾^{じょう} およびこれに類似の集団行動

多数の群衆により数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、第3条（保険金を支払わない場合）(2)①の暴動に至らないものをいいます。

(注8) 風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注9) 雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩^{なだれ}をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注10) 借用住宅の外側の部分

外壁、屋根、開口部等をいいます。

(注11) 損害

風、雨、雪、雹^{ひょう}、砂塵^{じん}その他これに類するものの吹込みによる損害を含みます。

(注12) 盗難

強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。

第2条（被保険者）

この特約における被保険者は、普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。
ただし、借用住宅の賃借名義人がこれと異なる場合には、その賃借名義人を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者^(注1)、借用住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者^(注2)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害^(注3)に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害^(注6)に対しては、保険金を支払いません。
- ① 借用住宅の欠陥
 - ② 借用住宅の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 - ③ ねずみ食い、虫食い等
- (4) 当社は、借用住宅の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用住宅ごとに、その借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関をいいます。

（注3）次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

(2)①から③までの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

（注4）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注5）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注6）次のいずれかによって生じた損害

第1条（保険金を支払う場合）の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

第4条（保険金支払の対象となる修理費用の範囲）

当社が被保険者に支払う保険金の範囲は、借用住宅を実際に修理した費用のうち、次に掲げるものの以外の修理費用とします。

- ① 壁、柱、床、^{はり}梁、屋根、階段等の建物の主要構造部
- ② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用住宅居住者の共同の利用に供せられるもの

第5条（支払保険金）

当社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき保険金の額は、1回の事故につき次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{修理費用の額}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

第6条（事故の発生）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 借戸室の破損の発生日時および場所、借戸室の貸主の住所、氏名、事故の状況、破損の程度ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 他の保険契約等の有無および内容^(注)について遅滞なく当社に通知すること。
 - ③ 事故によって生じた損害の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
 - ④ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
 - ⑤ あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
 - ⑥ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は(1)①、②、⑥または⑦のときはそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、(1)③の場合は発生または防止できたと認められる額を、(1)④の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、(1)⑤の場合は当社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①、②、⑥または⑦の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および次の書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 当社の定める事故状況報告書
 - ② 被保険者が負担した修理費用の額を証明する書類
 - ③ 被保険者の印鑑証明書
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑤ その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第8条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^{（注1）}の合計額が、損害額^{（注2）}を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^{（注1）}
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害額 ^{（注2）} から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^{（注1）} を限度とします。

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^{（注）}を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条（被保険者範囲の変更に関する特約が付帯された場合の取扱い）

- (1) 当社は、この特約が付帯された保険契約に、傷害補償（MS & AD型）特約または疾病補償特約のいずれかの特約と被保険者範囲の変更に関する特約^(注)が同時に付帯された場合は、被保険者範囲の変更に関する特約^(注)において、この特約を被保険者変更特約連動型特約として取扱います。
- (2) 当社は、この特約が付帯された保険契約に、傷害補償（標準型）特約と被保険者範囲の変更に関する特約^(注)が同時に付帯された場合は、被保険者範囲の変更に関する特約^(注)において、この特約を被保険者範囲個別規定型特約として取扱います。

(注) 被保険者範囲の変更に関する特約

家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約および配偶者対象外型への変更に関する特約をいいます。

第11条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解除請求）の規定は適用しません。

第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

携行品損害補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券 ^(注) 、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 (注) 乗車船券・航空券 定期券を除きます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。
保険価額	保険の対象に損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険の対象	この特約により補償される物としてこの特約で定めるものをいいます。
保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額 ^(注) を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 (注) 減価額 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50％に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90％に相当する額を限度とします。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、偶然な事故（以下「事故」といいます。）によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)に規定する事故が発生した時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

(3) 普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、保険の対象の損害の原因となった(1)の事故をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族^(注3)の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア．法令に定められた運転資格^(注4)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質^(注5)もしくは核燃料物質^(注5)によって汚染された物^(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑫ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ⑬ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等
- ⑭ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ⑮ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的の事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- ⑯ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
- ⑰ 保険の対象の置き忘れまたは紛失

（注1）保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

（注4）法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険の対象およびその範囲）

(1) 保険の対象は、被保険者の居住の用に供される住宅^(注1)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 船舶^(注2)、航空機、自動車等、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- ② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
- ③ 義歯、義肢その他これらに準ずる物
- ④ 動物および植物
- ⑤ 手形その他の有価証券^(注3)、印紙、切手
- ⑥ 預金証書または貯金証書^(注4)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
- ⑦ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ⑧ その他下欄記載の物

携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、コンタクトレンズ、眼鏡、漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）

(注1) 住宅

敷地を含みます。

(注2) 船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

(注3) その他の有価証券

小切手を除きます。

(注4) 預金証書または貯金証書

通帳およびキャッシュカードを含みます。

第4条（損害額の決定）

(1) 当社が保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式^(注1)によって算出した額とします。

修理費	－	修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額 ^(注2)	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害額
-----	---	--	---	-------------------------	---	-----

(2) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)の規定によって損害額を決定します。

(3) 保険契約者または被保険者が、次に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1)および(2)の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

- ① 第6条（事故の発生）(1)③に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 第6条(1)④に規定する手続のために必要な費用

- (4)(1)から(3)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- (5)(1)から(4)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(3)①および②の費用の合計額を損害額とします。
- (6)保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

(注1) 算式

算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注2) 増加額

保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

第5条（支払保険金）

- (1)当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{第4条（損害額の決定）の損害額}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- (2)(1)の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第6条（事故の発生）

- (1)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度ならびにこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所および氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 損害が盗難によって生じた場合には、遅滞なく警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が小切手または乗車券等の場合には、このほかに次に掲げる届出のいずれかを遅滞なく行うこと。
- ア. 小切手の場合
その小切手の振出人^(注1)および支払金融機関への届出
- イ. 乗車券等の場合
その運輸機関^(注2)または発行者への届出
- ③ 事故によって生じた損害の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

- ④ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
 - ⑤ 他の保険契約等の有無および内容^(注3)を遅滞なく、当社に通知すること。
 - ⑥ ①から⑤までのほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)に規定する義務に違反した場合は、当社は(1)①、②、⑤または⑥のときは、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、(1)③の場合は発生または拡大を防止できたと認められる額を、(1)④の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①、②、⑤または⑥の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) その小切手の振出人

被保険者が振出人である場合を除きます。

(注2) その運輸機関

宿泊券の場合は「その宿泊施設」と読み替えます。

(注3) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、事故発生の中から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 当社の定める事故状況報告書
 - ② 公の機関^(注)の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限ります。
 - ③ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
 - ④ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑥ その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注) 公の機関

やむを得ない場合には、第三者とします。

第8条（被害物の調査）

保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要な事項を調査することができます。

第9条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^{（注1）}の合計額が、損害額^{（注2）}を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^{（注1）}
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害額 ^{（注2）} から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^{（注1）} を限度とします。

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条（盗難品発見後の通知）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第11条（残存物および盗難品の帰属）

- （1）当社が保険金を支払った場合は、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者に属するものとします。
- （2）盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第4条（損害額の決定）（3）①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- （3）（2）の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- （4）盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は保険金の保険価額^{（注1）}に対する割合によって、当社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額^{（注2）}を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- （5）（2）または（4）ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害額は第4条（損害額の決定）の規定によって決定します。

（注1）保険価額

保険の対象が乗車券等の場合は損害額とします。

（注2）支払を受けた保険金に相当する額

第4条（損害額の決定）（3）①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第12条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^{（注）}を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当社が取得する（1）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

（注）損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条（被保険者範囲の変更に関する特約が付帯された場合の取扱い）

当社は、この特約が付帯された保険契約に、家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約または配偶者対象外型への変更に関する特約が付帯された場合は、これらの特約において、この特約を被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。

第14条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解除請求）の規定は適用しません。

第15条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

住宅内生活用動産補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董 ^{とう} 、彫刻品その他の美術品をいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な次の費用をいいます。 ① 取りこわし費用 ② 取片づけ清掃費用 ③ 搬出費用
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券 ^(注) 、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 (注) 乗車船券・航空券 定期券を除きます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
被災世帯	第1条（保険金を支払う場合）(4)②の損害が生じた世帯または法人をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。
保険価額	保険の対象に損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金および失火見舞費用保険金をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険の対象	この特約により補償される物としてこの特約で定めるものをいいます。
保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 (注) 減価額 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の

	対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。(免責金額は被保険者の自己負担となります。)

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、日本国内における偶然な事故（以下「事故」といいます。）によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (3) 当社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、残存物取片づけ費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (4) 当社は、次に掲げる①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、失火見舞費用保険金を支払います。
- ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者^(注1)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分^(注2)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- ② 第三者^(注1)の所有物^(注3)の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。
- (5) 当社は、(1)に規定する事故が発生した時が保険期間中であつた場合に限り、保険金を支払います。
- (6) 普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、保険の対象の損害の原因となった(1)の事故をいいます。

(注1) 第三者

保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。

(注2) 被保険者以外の者が占有する部分

区分所有建物の共用部分を含みます。

(注3) 第三者の所有物

動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する敷地内にあるものに限りま

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
- ア. 法令に定められた運転資格^(注3)を持たないで自動車等を運転している間
- イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑥ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
 - ⑦ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - ⑧ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等
 - ⑨ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
 - ⑩ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的の事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
 - ⑪ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
 - ⑫ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
 - ⑬ 保険の対象に加工^(注4)を施した場合、加工着手後に生じた損害
 - ⑭ 保険の対象に対する修理、調整の作業^(注5)上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、火災がこれらの事由によって発生した場合は、その火災によって生じた損害については、保険金を支払います。
 - ⑮ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - ⑯ 楽器の弦^(注6)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
 - ⑰ 楽器の音色または音質の変化
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害^(注7)に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質^(注8)もしくは核燃料物質^(注8)によって汚染された物^(注9)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 加工

修理を除きます。

(注5) 修理、調整の作業

点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。

(注6) 楽器の弦

ピアノ線を含みます。

(注7) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

(2)の事由によって発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注8) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注9) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険の対象およびその範囲）

（1）保険の対象は、住宅内に所在する生活用動産で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物とし、住宅内に所在する間に限ります。

（2）（1）の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 船舶^{（注1）}、航空機、自動車等、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- ② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
- ③ 義歯、義肢その他これらに準ずる物
- ④ 動物および植物
- ⑤ 手形その他の有価証券^{（注2）}、印紙、切手
- ⑥ 預金証書または貯金証書^{（注3）}、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
- ⑦ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ⑧ その他下欄記載の物

携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、コンタクトレンズ、眼鏡

（3）建物と生活用動産の所有者が異なる場合において、次に掲げる物のうち、被保険者が所有するものは、特別の約定のないかぎり、保険の対象に含まれます。

- ① 畳または建具類
- ② 電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する付属設備

（注1）船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

（注2）その他の有価証券

小切手は除きます。

（注3）預金証書または貯金証書

通帳およびキャッシュカードを含みます。

第4条（損害額の決定）

（1）当社が第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式^{（注1）}によって算出した額とします。

修理費	－	修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額 ^{（注2）}	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害額
-----	---	--	---	-------------------------	---	-----

（2）保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、（1）の規定によって損害額を決定します。

（3）保険契約者または被保険者が次に掲げる費用を負担した場合は、その費用および（1）および（2）の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

- ① 第9条（事故の発生）（1）③に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 第9条（1）④の手続のために必要な費用

（4）（1）から（3）までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。

- (5)(1)から(4)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(3)①および②の費用の合計額を損害額とします。
- (6)保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。
- (7)保険の対象が貴金属等である場合において、保険の対象の損害額が1個または1組について30万円を超える場合は、当社は、それらのものの損害額を30万円とみなします。

(注1) 算式

算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注2) 増加額

保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

第5条（損害保険金の支払額）

- (1)当社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき額は、1回の事故につき次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{第4条（損害額の決定）の損害額}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金}}$$

- (2)(1)の規定にかかわらず、当社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第6条（臨時費用保険金の支払額）

- (1)当社は、次の算式によって算出した額を第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

$$\boxed{\text{第1条(1)の損害保険金}} \times \boxed{30\%} = \boxed{\text{臨時費用保険金の額}}$$

- (2)(1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第7条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

- (1)当社は、次の算式によって算出した額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を第1条（保険金を支払う場合）(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

$$\boxed{\text{第1条(1)の損害保険金}} \times \boxed{10\%} = \boxed{\text{残存物取片づけ費用保険金の限度額}}$$

- (2)(1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第8条（失火見舞費用保険金の支払額）

（1）当社は、次の算式によって算出した額を第1条（保険金を支払う場合）（4）の失火見舞費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、同条（4）①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額^{（注）}の20％に相当する額を限度とします。

$$\boxed{\text{被災世帯の数}} \times \boxed{1 \text{ 被災世帯あたりの支払額（20万円）}} = \boxed{\text{失火見舞費用保険金の額}}$$

（2）（1）の場合において、当社は、（1）の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

（注）保険金額

保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

第9条（事故の発生）

（1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所および氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 損害が盗難によって生じた場合には、遅滞なく警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が小切手または乗車券等の場合には、このほかに次に掲げる届出のいずれかを遅滞なく行うこと。

ア．小切手の場合

その小切手の振出人^{（注1）}および支払金融機関への届出

イ．乗車券等の場合

その運輸機関^{（注2）}または発行者への届出

③ 事故によって生じた損害の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

④ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。

⑤ 他の保険契約等の有無および内容^{（注3）}について遅滞なく当社に通知すること。

⑥ ①から⑤までのほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）に規定する義務に違反した場合は、当社は（1）①、②、⑤または⑥のときは、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、（1）③の場合は発生または拡大を防止できたと認められる額を、（1）④の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

（3）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）①、⑤または⑥の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注1）その小切手の振出人

被保険者が振出人である場合を除きます。

（注2）その運輸機関

宿泊券の場合は「その宿泊施設」と読み替えます。

（注3）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、事故発生時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 当社の定める事故状況報告書
 - ② 公の機関^(注)の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限ります。
 - ③ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
 - ④ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑥ その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注）公の機関

やむを得ない場合には、第三者とします。

第11条（被害物の調査）

保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要な事項を調査することができます。

第12条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるとときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

- (2) (1)における支払限度額とは、次のとおりとします。

第1条（保険金を支払う場合） （1）の損害保険金の場合	損害額 ^(注2)
第1条（2）の臨時費用保険金 の場合	1回の事故につき、1敷地内ごとに次の①または②に定める額 ① ②以外については、100万円 ② 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額

第1条(3)の残存物取片づけ費用保険金の場合	残存物取片づけ費用の額
第1条(4)の失火見舞費用保険金の場合	1回の事故につき、次の①または②に定める額に被災世帯の数を乗じて得た額 ① ②以外については、20万円 ② 他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額

(3)(1)および(2)の場合において、第1条(保険金を支払う場合)(2)の臨時費用保険金および同条(3)の残存物取片づけ費用保険金につき他の保険契約等がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)の損害保険金の額は、(1)および(2)の規定を適用して算出した額とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第13条(盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第14条(残存物および盗難品の帰属)

- (1)当社が保険金を支払った場合は、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者に属するものとします。
- (2)盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第4条(損害額の決定)(3)①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- (3)(2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- (4)盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は保険金の保険価額^(注1)に対する割合によって、当社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額^(注2)を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (5)(2)または(4)ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害額は第4条(損害額の決定)の規定によって決定します。

(注1) 保険価額

保険の対象が乗車券等の場合は損害額とします。

(注2) 支払を受けた保険金に相当する額

第4条(損害額の決定)(3)①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第15条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^{（注）}を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当社が取得する（1）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

（注）損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第16条（被保険者範囲の変更に関する特約が付帯された場合の取扱い）

当社は、この特約が付帯された保険契約に、家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約または配偶者対象外型への変更に関する特約が付帯された場合は、これらの特約において、この特約を被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。

第17条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解除請求）の規定は適用しません。

第18条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

救援者費用等補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
救援者	救援対象者の捜索 ^(注1) 、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族 ^(注2) をいいます。 (注1) 捜索 捜索、救助または移送をいいます。 (注2) 救援対象者の親族 これらの者の代理人を含みます。
現地	事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 医師 救援対象者が医師である場合は、救援対象者以外の医師をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2条（救援対象者および被保険者）（2）に規定する者をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、救援対象者が次に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、その費用の負担者に保険金を支払います。

- ① 保険期間中に、救援対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- ② 保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- ③ 保険期間中に、救援対象者の居住の用に供される住宅^(注1)外において救援対象者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院^(注2)した場合

（2）（1）③の入院日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）

の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注3)であるときには、その処置日数を含みます。

(3) 当社は、(1)①および②については(1)①または②に掲げる場合のいずれかに該当した時、(1)③については傷害を被った時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

(4) 普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、救援対象者が(1)のいずれかに該当することをいいます。

(注1) 住宅

敷地を含みます。

(注2) 入院

他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。

(注3) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第2条（救援対象者および被保険者）

(1) この特約における救援対象者は、普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。

(2) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 保険契約者
- ② 救援対象者
- ③ 救援対象者の親族

第3条（費用の範囲）

第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。

① 搜索救助費用

遭難した救援対象者を搜索^(注1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

② 交通費

救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、第1条(1)②の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な搜索^(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

③ 宿泊料

現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、第1条(1)②の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な搜索^(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

④ 移送費用

死亡した救援対象者を現地から救援対象者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の救援対象者を現地から救援対象者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくはは

診療所へ移転するために要した移転費^(注2)をいいます。ただし、救援対象者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または救援対象者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。

⑤ 諸雑費

救援者の渡航手続費^(注3)および救援者または救援対象者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、救援対象者の遺体処理費等をいい、次のいずれかの金額を限度とします。

ア. これらの費用が、救援対象者が日本国外において第1条(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、20万円

イ. これらの費用が、救援対象者が日本国内において第1条(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、3万円

(注1) 搜索

搜索、救助または移送をいいます。

(注2) 移転費

治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

(注3) 渡航手続費

旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって第1条（保険金を支払う場合）(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者^(注1)または救援対象者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 救援対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 救援対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格^(注2)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 救援対象者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 救援対象者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 救援対象者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

⑭ 救援対象者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故

山岳登はん^(注5)、リ्यूージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注6)操縦^(注7)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注8)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類

する危険な運動

(2) 当社は、救援対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによって第1条（保険金を支払う場合）(1)③の入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(3) 当社は、救援対象者が次のいずれかに該当する事由によって第1条（保険金を支払う場合）(1)③に該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 救援対象者の入浴中の溺水^(注9)。ただし、入浴中の溺水^(注9)が、救援対象者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害によって生じた場合を除きます。

② 救援対象者の誤嚥^(注10)によって生じた肺炎。この場合、誤嚥^(注10)の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

(注6) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注7) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注8) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

(注9) 溺水

水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注10) 誤嚥

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第5条（支払保険金）

当社は、第3条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

第6条（支払保険金の限度）

当社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条（事故の発生）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第1条（保険金を支払う場合）(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 第1条(1)に掲げる場合のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ア. 第1条(1)①または②の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況
- イ. 第1条(1)③の場合は、事故発生の状況および傷害の程度
- ② 他の保険契約等の有無および内容^(注)について遅滞なく当社に通知すること。
- ③ 事故によって生じた損害の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ④ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
- ⑤ あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
- ⑥ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は(1)①、②、⑥または⑦のときはそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、(1)③の場合は発生または拡大を防止できたと認められる額を、(1)④の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、(1)⑤の場合は当社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①、②、⑥または⑦の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から、発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および次に掲げる書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 救援対象者が第1条（保険金を支払う場合）(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類
- ② 保険金の支払を請求する第3条（費用の範囲）に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- ③ 被保険者の印鑑証明書

- ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ⑤ その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第9条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^{（注1）}の合計額が、費用の額^{（注2）}を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^{（注1）}
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額 ^{（注2）} から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^{（注1）} を限度とします。

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）費用の額

第3条（費用の範囲）の費用の額をいいます。

第10条（代位）

（1）費用^{（注1）}が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^{（注2）}を取得した場合において、当社がその費用^{（注1）}に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が費用^{（注1）}の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用^{（注1）}の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する（1）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

（注1）費用

第3条（費用の範囲）の費用をいいます。

（注2）損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第 1 1 条（被保険者範囲の変更に関する特約が付帯された場合の取扱い）

- （1）当社は、この特約が付帯された保険契約に、被保険者範囲の変更に関する特約^{（注）}が付帯された場合は、これらの特約において、この特約を被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。
- （2）この特約が付帯された保険契約に、被保険者範囲の変更に関する特約^{（注）}が付帯された場合は、これらの特約における「被保険者」を「救援対象者」と読み替えて適用します。
- （3）被保険者範囲の変更に関する特約^{（注）} 第 6 条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

（注）被保険者範囲の変更に関する特約

家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約および配偶者対象外型への変更に関する特約をいいます。

第 1 2 条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款基本条項第 1 1 条（被保険者による保険契約の解除請求）の規定は適用しません。

第 1 3 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

キャンセル費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
キャンセル事由	被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等内の親族 ^(注) の死亡、傷害または疾病による入院をいいます。 (注) 被保険者の配偶者または被保険者の1親等内の親族 被保険者と被保険者以外の者との続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じた時において被保険者の配偶者であったものとみなします。
自己負担額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、免責金額または第4条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額の20%に相当する額のいずれか高い額をいいます。（自己負担額は被保険者の自己負担となります。）
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2条（被保険者）に規定する者をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
免責金額	保険証券記載の免責金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、キャンセル事由によって、被保険者が第3条（特定のサービスの範囲）に規定する特定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) 普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担する原因となった(1)のキャンセル事由をいいます。

第2条（被保険者）

この特約における被保険者は、普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。

第3条（特定のサービスの範囲）

第1条（保険金を支払う場合）（1）の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次のいずれかに該当するものに限り、

- ① 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- ② 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ③ 航空機、船舶、自動車、鉄道等による旅客の輸送
- ④ 宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ⑤ 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供
- ⑥ 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行

第4条（キャンセル費用の範囲）

- （1）第1条（保険金を支払う場合）（1）のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供をうけられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しをうけられない費用または支払を要する費用をいいます。
- （2）（1）のキャンセル費用は、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限り、ただし、被保険者がサービスの提供をうけられなくなった場合において、被保険者に同行する被保険者の配偶者もサービスの提供をうけられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
- （3）（1）のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、被保険者に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用の金額に限り、

第5条（サービスの提供される時期と支払責任の関係）

- （1）当社は、次に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、保険金を支払います。
- ① 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、被保険者の死亡の場合を除きます。
 - ② 入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内
- （2）当社は、（1）に規定する期間が開始する前または（1）に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供をうけることができた場合またはうけることができる場合には、保険金を支払いません。
- （3）第3条（特定のサービスの範囲）のサービスのうち旅行に係るもので（1）に規定する期間内に旅行行程^{（注）}が開始する場合には、（1）に規定する期間が経過した後その旅行行程が終了する場合であっても、その旅行に係るサービスは、（1）に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。

（注）旅行行程

旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。

第6条（キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係）

- (1) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の特定のサービスを予約した後、そのサービスの提供を受ける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)の予約した日およびサービスの提供を受ける日が明確でない場合には、当社は、保険金を支払いません。

第7条（キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係）

当社は、普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任の始期または同条項第2条（保険料の払込方法）(2)に規定する保険料領収まで^(注1)に、キャンセル事由の原因^(注2)が生じていたため被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任の始期または同条項第2条（保険料の払込方法）(2)に規定する保険料領収まで

この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約の保険責任の開始日に保険責任が終了する前契約の始期または保険料領収までとします。

(注2) キャンセル事由の原因

被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等内の親族の死亡または入院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病をいいます。なお、発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

第8条（保険期間と支払責任の関係）

当社は、この保険契約の保険期間中にキャンセル事由が発生した場合に限り、保険金を支払います。

第9条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の特定のサービスが、被保険者の職務遂行に関するものである場合には、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として被保険者以外の医師が用いた場合を除きます。
 - ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格^(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑥ 妊娠、出産、早産または流産による入院

- ⑦ 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（その症状がいかなる原因によるものであるかを問いません。）
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質^{（注3）}もしくは核燃料物質^{（注3）}によって汚染された物^{（注4）}の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑧から⑩までの事故に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注4）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第10条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、次の算式によって算出した額とします。

第4条（キャンセル費用の範囲） に規定するキャンセル費用の額	－	自己負担額	=	保険金の額
-----------------------------------	---	-------	---	-------

第11条（支払保険金の限度）

当社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第12条（損害防止義務）

- （1）第1条（保険金を支払う場合）（1）のキャンセル事由が発生した場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除する等キャンセル費用の発生および拡大の防止につとめなければなりません。
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（回収金額の控除）

被保険者が負担したキャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金等の回収金がある場合は、その額を被保険者が負担した第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損害の額から差し引くものとします。

第14条（事故の発生）

（1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第1条（保険金を支払う場合）のキャンセル事由が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① キャンセル事由の発生日時およびその内容、サービスを予約した日、予約したサービスに係る契約の内容ならびにサービスが提供される予定であった日時を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 他の保険契約等の有無および内容^{（注）}について遅滞なく当社に通知すること。
- ③ キャンセル事由の発生によって生じた損害の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ④ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
- ⑤ あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
- ⑥ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当社は（1）①、②、⑥または⑦のときはそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、（1）③の場合は発生または拡大を防止できたと認められる額を、（1）④の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、（1）⑤の場合は当社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

（3）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）①、②、⑥または⑦の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第15条（保険金の請求）

（1）当社に対する保険金請求権は、被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および次の書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 当社の定める事故状況報告書

- ② サービスに係る契約書または契約の事実を証明する書類
- ③ 被保険者が負担したキャンセル費用の額を証明する書類
- ④ 被保険者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類
- ⑤ 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡診断書または死体検案書
- ⑥ 入院がキャンセル事由である場合には、入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書
- ⑦ 死亡または入院の直接の原因が疾病である場合は、その疾病が始期日または保険料領収日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する被保険者以外の医師の診断書
- ⑧ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑨ 被保険者の印鑑証明書
- ⑩ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ⑪ その他当社が普通保険約款基本条項第 18 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第 16 条（当社の指定する医師が作成した診断書の要求）

- （1）当社は、第 14 条（事故の発生）の規定による通知または第 15 条（保険金の請求）および普通保険約款基本条項第 17 条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者等の関係者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の 1 親等内の親族の診断書の提出を求めることができます。
- （2）（1）の規定による診断のために要した費用^{（注）}は、当社が負担します。

（注）費用

収入の喪失を含みません。

第 17 条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^{（注 1）}の合計額が、損害額^{（注 2）}を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^{（注 1）}
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害額 ^{（注 2）} から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^{（注 1）} を限度とします。

（注 1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第18条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第19条 (被保険者範囲の変更に関する特約が付帯された場合の取扱い)

当社は、この特約が付帯された保険契約に、家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約または配偶者対象外型への変更に関する特約が付帯された場合は、これらの特約において、この特約を被保険者変更特約連動型特約として取扱います。

第20条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款基本条項第11条(被保険者による保険契約の解除請求)の規定は適用しません。

第21条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
アルバトロス	各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援する公式競技をいいます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し ^{（注）} 、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 （注）他の競技者1名以上と同伴し 公式競技の場合は、この要件は適用しません。
ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目のいかなを問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2条（被保険者）に規定する者をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき

	保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることを行います。
目撃	① ホールインワンの場合 被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認することをいいます。 ② アルバトロスの場合 被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認することをいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中に（2）または（3）に規定するいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に限り、慣習として次の費用（以下「慣習費用」といいます。）を支出することによって被る損害に対して、保険金額を限度に、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

① 贈呈用記念品購入費用。ただし、次の購入費用を除きます。

ア. 貨幣、紙幣

イ. 有価証券

ウ. 商品券等の物品切手

エ. プリペイドカード（注1）

② ホールインワンまたはアルバトロス達成の祝賀会に要する費用

③ ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に対する記念植樹費用

④ 同伴キャディに対する祝儀

⑤ ①から④まで以外のその他慣習として支出することが適当な下欄記載の費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用

（2）次に掲げる者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス

① 同伴競技者

② 同伴競技者以外の第三者

ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、上記①または

②に掲げる者のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

（3）達成証明資料（注2）によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

（4）普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したことをいいます。

（注1）プリペイドカード

被保険者がホールインワン・アルバトロス達成を記念して特に作成したものを除きます。

（注2）達成証明資料

記録媒体に記録された映像等を行います。

第2条（被保険者）

この特約における被保険者は、普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ② 被保険者がゴルフ場の使用人^{（注）}である場合、その被保険者が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

（注）使用人

臨時雇いを含みます。

第4条（保険金額の自動復元）

当社が保険金を支払った場合においても、保険金額は減額しません。

第5条（事故の発生）

（1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第1条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した状況、これらの事項の証人となる者の住所および氏名を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 他の保険契約等の有無および内容^{（注）}について遅滞なく当社に通知すること。
- ③ 第1条に定めるホールインワンもしくはアルバトロスを達成したことによって生じた損害の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ④ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全および行使に必要な手続を行うこと。
- ⑤ あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
- ⑥ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当社は（1）①、②、⑥または⑦のときはそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、（1）③の場合は発生または拡大を防止できたと認められる額を、（1）④の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、（1）⑤の場合は当社が損

害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①、②、⑥または⑦の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第6条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から、発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および次の①から④までの書類または証拠のすべて^(注1) および⑤から⑦までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 同伴競技者が署名または記名捺印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - ② 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者が記名捺印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - ③ 次のいずれかの書類
 - ア. 第1条(保険金を支払う場合)(2)に規定する同伴競技者以外の第三者(複数名存在する場合にはいずれかの者)が署名または記名捺印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - イ. 第1条(3)に規定する達成証明資料^(注2)
 - ④ 慣習費用の支払を証明する領収書
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
 - ⑦ その他当社が普通保険約款基本条項第18条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) ①から④までの書類または証拠のすべて
公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、②および④の書類のほか、①または③に規定する書類のいずれか一方の書類を提出すれば足ります。

(注2) 達成証明資料
ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等をいいます。

第7条 (他の保険契約等がある場合の支払保険金)
他の保険契約等がある場合には、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
----	---------

① 他の保険契約等から保険金または 共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または 共済金が支払われた場合	最高支払責任額 ^(注2) から、他の保険契約等 から支払われた保険金または共済金の合 計額を差し引いた残額。ただし、この保 険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 最高支払責任額

支払責任額のうち、最も高額のものをいいます。

第8条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条（被保険者範囲の変更に関する特約が付帯された場合の取扱い）

(1) 当社は、この特約が付帯された保険契約に、家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約または配偶者対象外型への変更に関する特約が付帯された場合には、これらの特約においてこの特約を被保険者範囲個別規定型特約として取扱います。

(2) この特約が付帯された保険契約に、家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約または配偶者対象外型への変更に関する特約が付帯された場合は、第2条（被保険者）を次のとおり読み替えて適用します。

「この特約における被保険者は、保険証券の本人欄に記載の者としします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。」

第10条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解除請求）の規定は適用しません。

第11条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

家族型への変更に関する特約（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用）

第1条（被保険者）

（1）当社は、この特約により、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約またはホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）第2条（被保険者）に規定する被保険者を、次のいずれかに該当する者としします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

- ① 家族型への変更に関する特約「用語の説明」に規定する本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者と同居の親族^{（注1）}
- ④ 本人またはその配偶者と別居の未婚^{（注2）}の子

（2）（1）の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した時点におけるものをいいます。

（注1）親族

6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

（注2）未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約またはホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）および普通保険約款の規定を準用します。

夫婦型への変更に関する特約（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用）

第1条（被保険者）

（1）当社は、この特約により、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約またはホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）第2条（被保険者）に規定する被保険者を、次のいずれかに該当する者としします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

- ① 家族型への変更に関する特約「用語の説明」または夫婦型への変更に関する特約「用語の説明」に規定する本人
- ② 本人の配偶者

（2）（1）の本人とその配偶者との続柄は、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した時点におけるものをいいます。

第2条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約またはホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）および普通保険約款の規定を準用します。

家族型への変更に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
家族	本人および第2条（被保険者）（1）①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
傷害保険金	傷害補償特約に規定する傷害保険金をいいます。
傷害補償特約	傷害補償（MS & AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に付帯されたものをいいます。
本人	普通保険約款の被保険者として保険証券の本人欄に記載された者をいいます。

第1条（この特約の適用範囲）

- （1）この特約の規定は、傷害補償特約および被保険者変更特約連動型特約^{（注1）}について適用になります。
- （2）この特約の規定は、疾病補償特約および被保険者範囲個別規定型特約^{（注2）}については、適用になりません。

（注1）被保険者変更特約連動型特約

特約において、被保険者変更特約連動型特約であることが規定された特約をいいます。

（注2）被保険者範囲個別規定型特約

特約において、被保険者範囲個別規定型特約であることが規定された特約をいいます。

第2条（被保険者）

- （1）この特約により、この保険契約における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 本人の配偶者
 - ② 本人またはその配偶者と同居の親族^{（注1）}
 - ③ 本人またはその配偶者と別居の未婚^{（注2）}の子
- （2）傷害保険金および被保険者変更特約連動型特約^{（注3）}の規定により支払われる保険金のうち被保険者

の傷害に対して保険金を支払うものについては、(1)の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、傷害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3)被保険者変更特約連動型特約^(注3)の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払わないものについては、(1)の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、支払事由が発生した時におけるものをいいます。

(4)保険契約締結の後、本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の支払）(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合^(注4)は、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同特約第5条（傷害後遺障害保険金の支払）の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約を解除すること。

(5)(4)の事由によって本人が死亡した場合でも、(4)の手続が行われるまでの間、(1)から(3)までの規定の適用は、その本人との続柄またはその本人もしくはその配偶者との同居・別居の別および続柄によるものとします。

(注1) 親族

6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注2) 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注3) 被保険者変更特約連動型特約

特約において、被保険者変更特約連動型特約であることが規定された特約をいいます。

(注4) 本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の支払）(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合

第5条（保険契約の失効）に該当する場合を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

傷害補償特約第2条（保険金を支払わない場合—その1）および同特約第3条（保険金を支払わない場合—その2）のほか、この保険契約に付帯されている傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合で、被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当するときは、当社は、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

第4条（当社の責任限度額）

当社がこの特約が付帯された保険契約に基づき支払うべき傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

① 本人および配偶者については、それぞれの傷害死亡・後遺障害保険金額^(注)

② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、傷害死亡・後遺障害保険金額^(注)

(注) 傷害死亡・後遺障害保険金額

傷害補償特約に規定する傷害死亡・後遺障害保険金額をいいます。

第5条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第2条（被保険者）（1）に規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第6条（重大事由による解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力^(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力^(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力^(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注2)を解除することができます。

- ① 本人が、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
- ② 本人以外の被保険者が、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- ④ 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。

(3) この保険契約に付帯された他の特約の保険金が次のいずれかに該当する場合、(1)または(2)の規定による解除が損害等^(注3)の原因となった支払事由の生じた後になされたときであっても、普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①から④までの事由が生じた時以後に発生した支払事由による損害等^(注3)に対しては、当社は、保険金^(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金^(注4)を支払っていたときは、当社は、

その返還を請求することができます。

① 被保険者の傷害または疾病^(注5)に対して一定額を支払うもの

② 被保険者の傷害または疾病によってその被保険者が被った損害^(注6)に対して保険金を支払うもの

(4) この保険契約に付帯された他の特約の保険金が(3)①または②のいずれにも該当しない場合、(1)または(2)の規定による解除が支払事由の生じた後になされたときであっても、普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①から④までの事由が生じた時以後に発生した支払事由による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) この保険契約に付帯された他の特約の保険金が(3)①または②のいずれにも該当しない場合において、保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされたときには、(4)の規定は、次の損害等については適用しません。

① (1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等

② (1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

(注3) 損害等

(2)①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた損害等をいい、(2)②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた損害等をいいます。

(注4) 保険金

(2)③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(注5) 傷害または疾病

死亡および要介護状態を含みます。

(注6) 損害

損失および費用を含みます。

第7条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

(1) 第6条（重大事由による解除）(2)④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合^(注1)、本人から普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定による解除請求があった場合、または本人により同条(3)に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が傷害補償特約第5条（傷害後遺障害保険金の支払）の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた

場合には②によるものとします。

- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約^(注2)を解除すること。

(2) 普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により本人が同条(3)に規定する解除を行った場合でも、(1)の手続が行われるまでの間、第2条（被保険者）(1)から(3)までの規定の適用は、その本人との続柄またはその本人もしくはその配偶者との同居・別居の別および続柄によるものとします。

(3) この保険契約に付帯されている傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合において、(1)①に該当し、かつ保険料率を変更する必要があるときは、当社は、第8条（保険料の返還または請求—本人の変更の場合）(1)または(2)の規定を準用して、保険料の返還または請求を行い、または保険金を削減して支払います。

(4) 当社は、この保険契約に付帯された他の特約に、被保険者による特約の解除請求の規定がある場合には、その規定についても(1)から(3)までと同様とするものとします。

(注1) 本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合

保険契約締結の後、本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の支払）(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

(注2) 保険契約

その家族に係る部分に限ります。また、(4)においては、「特約」と読み替えて適用します。

第8条（保険料の返還または請求—本人の変更の場合）

(1) この保険契約に付帯されている傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合において、第2条（被保険者）(4)①に該当し、かつ保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率^(注1)と変更後料率^(注2)との差に基づき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(2) 保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当社は、第2条（被保険者）(4)の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率^(注1)の変更後料率^(注2)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 変更前料率

変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注2) 変更後料率

変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第9条（保険料の返還—失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第2条（被保険者）(1)に規定する被保険者全員が傷害補償特約第4条（傷害死亡保

險金の支払) (1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

第10条 (保険料の返還－解除の場合)

(1)第2条(被保険者)(4)②または第7条(本人である被保険者に係る部分の解除の特則)(1)②の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(2)第6条(重大事由による解除)(1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(3)第6条(重大事由による解除)(2)①または③の規定により、当社がこの保険契約^(注)を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注) 保険契約

その家族に係る部分に限ります。

第11条 (傷害死亡保険金受取人の変更)

傷害補償特約第19条(傷害死亡保険金受取人の変更)(1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、傷害死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第12条 (家族が複数の場合の約款の適用)

家族が2以上である場合は、それぞれの家族ごとにこの特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を適用します。

第13条 (傷害補償(標準型)特約の読み替え)

この特約については、傷害補償(標準型)特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条(保険金を支払わない場合－その1)(1)①の規定中「保険契約者^(注1)または被保険者」とあるのは「被保険者」
- ② 第10条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)および(2)の規定中「被保険者が」とあるのは「本人が」

第14条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還－解除の場合)(4)および(5)の規定は適用しません。

第15条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第3条（保険金を支払わない場合）の職業

オートテスター^{（注1）}、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者^{（注2）}、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手^{（注3）}、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）オートテスター

テストライダーをいいます。

（注2）猛獣取扱者

動物園の飼育係を含みます。

（注3）ローラーゲーム選手

レフリーを含みます。

夫婦型への変更に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
家族	本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者と同居の親族 ^(注1) ③ 本人またはその配偶者と別居の未婚 ^(注2) の子 (注1) 親族 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 (注2) 未婚 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
傷害保険金	傷害補償特約に規定する傷害保険金をいいます。
傷害補償特約	傷害補償(MS&AD型)特約または傷害補償(標準型)特約のうち、この保険契約に付帯されたものをいいます。
本人	普通保険約款の被保険者として保険証券の本人欄に記載された者をいいます。

第1条 (この特約の適用範囲)

- (1) この特約の規定は、傷害補償特約および被保険者変更特約連動型特約^(注1)について適用になります。
- (2) この特約の規定は、疾病補償特約および被保険者範囲個別規定型特約^(注2)については、適用になりません。

(注1) 被保険者変更特約連動型特約

特約において、被保険者変更特約連動型特約であることが規定された特約をいいます。

(注2) 被保険者範囲個別規定型特約

特約において、被保険者範囲個別規定型特約であることが規定された特約をいいます。

第2条 (被保険者)

- (1) この特約により、この保険契約における被保険者は、本人およびその配偶者とします。

(2) 傷害保険金および被保険者変更特約連動型特約^(注1)の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払うものについては、(1)の本人とその配偶者との続柄は、傷害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) 被保険者変更特約連動型特約^(注1)の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払わないものについては、(1)の本人とその配偶者との続柄は、支払事由が発生した時におけるものをいいます。

(4) 保険契約締結の後、本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の支払）(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合^(注2)は、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同特約第5条（傷害後遺障害保険金の支払）の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約を解除すること。

(5) (4)の事由によって本人が死亡した場合でも、(4)の手続が行われるまでの間、(1)から(3)までの規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

(注1) 被保険者変更特約連動型特約

特約において、被保険者変更特約連動型特約であることが規定された特約をいいます。

(注2) 本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の支払）(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合

第5条（保険契約の失効）に該当する場合を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

傷害補償特約第2条（保険金を支払わない場合—その1）および同特約第3条（保険金を支払わない場合—その2）のほか、この保険契約に付帯されている傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合で、被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当するときは、当社は、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

第4条（当社の責任限度額）

当社がこの特約が付帯された保険契約に基づき支払うべき傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、本人および配偶者のそれぞれの傷害死亡・後遺障害保険金額^(注)をもって限度とします。

(注) 傷害死亡・後遺障害保険金額

傷害補償特約に規定する傷害死亡・後遺障害保険金額をいいます。

第5条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第2条（被保険者）(1)に規定する被保険者がなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第6条（重大事由による解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア．反社会的勢力^{（注1）}に該当すると認められること。
 - イ．反社会的勢力^{（注1）}に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ．反社会的勢力^{（注1）}を不当に利用していると認められること。
 - エ．法人である場合において、反社会的勢力^{（注1）}がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ．その他反社会的勢力^{（注1）}と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（2）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^{（注2）}を解除することができます。

- ① 本人が、（1）③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当すること。
- ② 本人以外の被保険者が、（1）③ア．からオ．までのいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていた場合で、（1）③ア．からオ．までのいずれかに該当すること。
- ④ 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、（1）③ア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当すること。

（3）この保険契約に付帯された他の特約の保険金が次のいずれかに該当する場合、（1）または（2）の規定による解除が損害等^{（注3）}の原因となった支払事由の生じた後になされたときであっても、普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①から④までの事由が生じた時以後に発生した支払事由による損害等^{（注3）}に対しては、当社は、保険金^{（注4）}を支払いません。この場合において、既に保険金^{（注4）}を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- ① 被保険者の傷害または疾病^{（注5）}に対して一定額を支払うもの
- ② 被保険者の傷害または疾病によってその被保険者が被った損害^{（注6）}に対して保険金を支払うもの

（4）この保険契約に付帯された他の特約の保険金が（3）①または②のいずれにも該当しない場合、（1）または（2）の規定による解除が支払事由の生じた後になされたときであっても、普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①から④までの事由が生じた時以後に発生した支払事由による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求すること

ができます。

(5) この保険契約に付帯された他の特約の保険金が(3)①または②のいずれにも該当しない場合において、保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされたときには、(4)の規定は、次の損害等については適用しません。

① (1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等

② (1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

(注3) 損害等

(2)①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた損害等をいい、(2)②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた損害等をいいます。

(注4) 保険金

(2)③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(注5) 傷害または疾病

死亡および要介護状態を含みます。

(注6) 損害

損失および費用を含みます。

第7条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

(1) 第6条（重大事由による解除）(2)④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合^(注1)、本人から普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定による解除請求があった場合、または本人により同条(3)に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が傷害補償特約第5条（傷害後遺障害保険金の支払）の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約^(注2)を解除すること。

(2) 普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により本人が同条(3)に規定する解除を行った場合でも、(1)の手続が行われるまでの間、第2条（被保険者）(1)から(3)までの規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

(3) この保険契約に付帯されている傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合において、(1)

①に該当し、かつ保険料率を変更する必要があるときは、当社は、第8条（保険料の返還または請求—本人の変更の場合）（1）または（2）の規定を準用して、保険料の返還または請求を行い、または保険金を削減して支払います。

（4）当社は、この保険契約に付帯された他の特約に、被保険者による特約の解除請求の規定がある場合には、その規定についても（1）から（3）までと同様とするものとします。

（注1）本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合

保険契約締結の後、本人が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の支払）（1）の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

（注2）保険契約

その家族に係る部分に限ります。また、（4）においては、「特約」と読み替えて適用します。

第8条（保険料の返還または請求—本人の変更の場合）

（1）この保険契約に付帯されている傷害補償特約が傷害補償（標準型）特約である場合において、第2条（被保険者）（4）①に該当し、かつ保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率^{（注1）}と変更後料率^{（注2）}との差に基づき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（2）保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当社は、第2条（被保険者）（4）の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率^{（注1）}の変更後料率^{（注2）}に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）変更前料率

変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注2）変更後料率

変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第9条（保険料の返還—失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第2条（被保険者）（1）に規定する被保険者全員が傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の支払）（1）の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

第10条（保険料の返還—解除の場合）

（1）第2条（被保険者）（4）②または第7条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）（1）②の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(2)第6条（重大事由による解除）（1）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(3)第6条（重大事由による解除）（2）①または③の規定により、当社がこの保険契約^{（注）}を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（注） 保険契約

その家族に係る部分に限ります。

第11条（傷害死亡保険金受取人の変更）

傷害補償特約第19条（傷害死亡保険金受取人の変更）（1）、（2）および（5）の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、傷害死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第12条（家族が複数の場合の約款の適用）

家族が2以上である場合は、それぞれの家族ごとにこの特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を適用します。

第13条（傷害補償（標準型）特約の読み替え）

この特約については、傷害補償（標準型）特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（保険金を支払わない場合—その1）（1）①の規定中「保険契約者^{（注1）} または被保険者」とあるのは「被保険者」
- ② 第10条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）および（2）の規定中「被保険者が」とあるのは「本人が」

第14条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還—解除の場合）（4）および（5）の規定は適用しません。

第15条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第3条（保険金を支払わない場合）の職業

オートテスター^{（注1）}、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者^{（注2）}、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手^{（注3）}、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1） オートテスター

テストライダーをいいます。

(注2) 猛獣取扱者

動物園の飼育係を含みます。

(注3) ローラーゲーム選手

レフリーを含みます。

傷害による家事代行費用等補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS & AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
家事従事者	被保険者のうち、入院対象者の家庭 ^(注) において、炊事、掃除、洗濯等の家事を行っている者をいいます。 (注) 入院対象者の家庭 単身で生活する者または親族以外と共同で生活する者が入院対象者となる場合には、入院対象者が生活する場所を入院対象者の家庭とみなして取り扱います。
傷害補償特約	傷害補償（MS & AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に付帯されたものをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
入院対象者	普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、入院対象者または入院対象者と生計を共にする親族をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、家事代行費用保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、入院対象者が傷害を被り、傷害補償特約に規定する傷害入院保険金が支払われるべき場合において、被保険者が次のいずれにも該当する費用（以下「代行費用」といいます。）を負担したときには、代行費用の負担者に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 入院対象者が傷害入院保険金の支払われる事由に該当したことに起因して発生し、傷害入院保険金の支払を受けるべき期間中に要した費用
- ② 家事従事者が家事に従事できなくなったことにより、その家事を代行するために要した費用
- ③ 次のいずれかに該当する費用
 - ア. ホームヘルパー^(注1) 雇入費用
 - イ. 清掃代行サービス業者^(注2) 利用費用
 - ウ. ベビーシッター^(注3) 雇入費用
 - エ. 託児所・保育園等の費用^(注4)
 - オ. クリーニング費用^(注5)

(2) (1)の代行費用には、入院対象者の親族に対して支払う費用は含みません。

(3) 当社は、(1)の傷害を被った時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

(4) 普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、被保険者が代行費用を負担する原因となった(1)の傷害を、入院対象者が被ったことをいいます。

(注1) ホームヘルパー

炊事、掃除、洗濯等の世話を有償で行うことを職業とする者をいいます。

(注2) 清掃代行サービス業者

家庭の掃除を有償で行うことを事業とする者をいいます。

(注3) ベビーシッター

子守等の子供の世話を有償で行うことを職業とする者をいいます。

(注4) 託児所・保育園等の費用

入院の期間中、託児所、保育園等の子供の保育を目的とした有料の施設に子供を預けるために必要な費用をいいます。

(注5) クリーニング費用

配送費も含まれます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害を被ったことにより、被保険者が代行費用を負担した場合は、保険金を支払いません。

① 保険契約者^(注1)または入院対象者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 入院対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 入院対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格^(注3)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 入院対象者の疾病、脳疾患または心神喪失

⑥ 入院対象者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 入院対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 入院対象者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由により被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の費用を負担した場合は、保険金を支払いません。

- ① 入院対象者が頸部症候群^{けい}、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- ② 入院対象者の入浴中の溺水^{注6}。ただし、入浴中の溺水^{注6}が、入院対象者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害によって生じた場合を除きます。
- ③ 入院対象者の誤嚥^{えん}^{注7}によって生じた肺炎。この場合、誤嚥^{えん}^{注7}の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

（注4）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注5）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注6）溺水

水を吸引したことによる窒息をいいます。

（注7）誤嚥^{えん}

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、入院対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって傷害を被ったことにより、被保険者が代行費用を負担した場合は、保険金を支払いません。

- ① 入院対象者が傷害補償特約別表1に規定する運動等を行っている間
- ② 入院対象者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当する場合において、入院対象者がその職業に従事している間
- ③ 入院対象者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

- イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
- ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（支払保険金）

（1）当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{被保険者が負担した代 行費用の額}} - \boxed{\text{免責金額}^{(注)}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

（2）入院対象者または保険金を受け取るべき者が、被保険者が負担した代行費用について第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた額を被保険者が負担した代行費用の額から差し引くものとします。

（注）免責金額

支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。）

第5条（保険金の支払限度額）

当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額をもって限度とします。

$$\boxed{\text{保険証券記載の
支払限度基礎日額}} \times \boxed{\text{代行費用を負担した
総日数}^{(注)}} = \boxed{\text{保険金の
支払限度額}}$$

（注）代行費用を負担した総日数

180日を限度とします。

第6条（事故の通知）

（1）代行費用が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 事故発生状況および傷害の程度等の詳細をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは入院対象者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 他の保険契約等の有無および内容^(注)について遅滞なく当社に通知すること。
- ③ ①および②のほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した

場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が代行費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、傷害補償特約別表^(注)に掲げる傷害入院保険金の保険金請求書類のほか、代行費用の支出を証明する書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

(注) 別表

この保険契約に傷害補償（MS & AD型）特約が付帯されている場合は同特約の別表5、傷害補償（標準型）特約が付帯されている場合は同特約の別表4をいいます。

第8条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が代行費用の額^(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	代行費用の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 代行費用の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（代位）

(1) 代行費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、

当社がその代行費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が代行費用の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない代行費用を差し引いた額

(2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条（被保険者範囲の変更に関する特約が付帯された場合の取扱い）

(1)当社は、この特約が付帯された保険契約に、家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約または配偶者対象外型への変更に関する特約が付帯された場合は、これらの特約において、この特約を被保険者範囲個別規定型特約として取扱います。

(2)この特約が付帯された保険契約に、家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約または配偶者対象外型への変更に関する特約が付帯された場合には、「用語の説明」の入院対象者の説明を次のとおり読み替えて適用します。

「

入院対象者	普通保険約款の被保険者として保険証券の本人欄に記載された者をいいます。
-------	-------------------------------------

」

第11条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款基本条項第11条（被保険者による保険契約の解除請求）の規定は適用しません。

第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第3条（保険金を支払わない場合—その2）②の職業

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

傷害補償（MS & AD型）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
事故	第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故をいいます。
支払限度日数	支払対象期間内において、傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の限度となる日数をいい、傷害入院保険金および傷害通院保険金それぞれについて、保険証券記載の期間または日数とします。
支払対象期間	傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の対象となる期間をいい、傷害入院保険金および傷害通院保険金それぞれについて、保険証券記載の期間または日数とします。なお、傷害入院 ^{（注）} が中断している期間がある場合にはその期間を含む継続した期間をいいます。 （注）傷害入院 第6条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の支払）に規定する傷害入院をいいます。
傷害死亡・後遺障害保険金額	保険証券に記載されたその被保険者の傷害死亡・後遺障害保険金額をいいます。
傷害通院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の傷害通院保険金日額をいいます。
傷害入院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の傷害入院保険金日額をいいます。
傷害保険金	傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金をいいます。
被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
免責期間	傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の対象とならない期間をいい、傷害入院保険金および傷害通院保険金それぞれについて、保険証券記載の期間または日数とします。

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い傷害保険金を支払います。
- （2）当社は、（1）の傷害保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金日額が記載されたものについて、保険金を支払います。ただし、傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金については傷害死亡・後遺障害保険金額、傷害手術保険金については傷害入院保険金日額が保険証券に記載された場合に保

險金を支払います。

(3) 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に限り、傷害保険金を支払います。

(4) 普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、(1)の傷害を被ったことをいいます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ② 保険金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ア. 法令に定められた運転資格^(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害保険金を支払いません。

- ① 被保険者が頸部症候群^{けい}、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- ② 被保険者の入浴中の溺水^(注6)。ただし、入浴中の溺水^(注6)が、当社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金を支払います。

- ③ 被保険者の誤嚥^{えん}（注7）によって生じた肺炎。この場合、誤嚥^{えん}（注7）の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

（注4）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注5）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注6）溺水

水を吸引したことによる窒息をいいます。

（注7）誤嚥^{えん}

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者の職業が別表2のいずれかに掲げるものに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間

③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（傷害死亡保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額^(注)を傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 第19条（傷害死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第19条（傷害死亡保険金受取人の変更）(8)の傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。

(注) 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額

既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第5条（傷害後遺障害保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害保険金として被保険者に支払います。

傷害死亡・後遺障害 保険金額	×	別表3に掲げる各等級の後遺障害 に対する保険金支払割合	=	傷害後遺障害 保険金の額
-------------------	---	--------------------------------	---	-----------------

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、傷害死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5)既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額に次の割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。

別表3に掲げる加重後 の後遺障害に 該当する等級に対する 保険金支払割合	－	既にあった後遺障害に 該当する 等級に対する保険金支 払割合	=	適用する 割合
---	---	-----------------------------------	---	------------

(6)(1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

第6条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の支払）

(1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合（以下この状態を「傷害入院」といいます。）であって、傷害入院が事故の発生日^(注1)からその日を含めて傷害入院保険金の免責期間を超えて継続^(注2)したときは、その期間に対し、次の算式によって算出した額を傷害入院保険金としてその被保険者に支払います。

傷害入院保険金日額	×	傷害入院の日数	=	傷害入院保険金の額
-----------	---	---------	---	-----------

(2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注3)であるときには、その処置日数を含みます。

(3)(1)の傷害入院の日数には次の日数を含みません。

- ① 事故の発生日^(注1)からその日を含めて傷害入院保険金の免責期間が満了するまでの間の傷害入院の日数
- ② 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数
- ③ 1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数

(4)被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては傷害入院保険金を支払いません。

(5)当社は、被保険者が、傷害入院保険金の免責期間および支払対象期間が満了するまでの間^(注4)に病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、1回の手術^(注5)について、次の算式によって算出した額を、傷害手術保険金としてその被保険者に支払います。

- ① 入院中^(注6)に受けた手術の場合

傷害入院保険金日額	×	10	=	傷害手術保険金の額
-----------	---	----	---	-----------

- ② ①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times 5 = \boxed{\text{傷害手術保険金の額}}$$

(6) 被保険者が傷害手術保険金を支払うべき手術を同一の日に複数回受けた場合は、それらの手術のうち傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ傷害手術保険金を支払います。

(7) 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合は、その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

(注1) 事故の発生日

傷害保険金を支払いうる傷害の原因となった事故の発生日をいいます。

(注2) 継続

被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは、継続とみなします。

(注3) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(注4) 傷害入院保険金の免責期間および支払対象期間が満了するまでの間

傷害入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、傷害入院保険金の免責期間が満了するまでの間および傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了するまでの間をいいます。

(注5) 1回の手術

1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。また、医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。

(注6) 入院中

第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第7条（傷害通院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合（以下この通院を「傷害通院」といいます。）は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を傷害通院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{傷害通院保険金日額}} \times \boxed{\text{傷害通院の日数}} = \boxed{\text{傷害通院保険金の額}}$$

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、^{じん}靱帯損傷等の傷害を被った別表4に掲げる部位を固定するためにその被保険者以外の医師の指示によりギプス等^(注1)を常時装着したときは、その日数について、（1）の傷害通院をしたものとみなします。

(3) 当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、第6条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の支払）の傷害入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

(4) (1)の傷害通院の日数には次の日数を含みません。

- ① 事故の発生の日^(注2)からその日を含めて傷害通院保険金の免責期間が満了するまでの間の傷害通院の日数
- ② 傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害通院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数
- ③ 1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数

(5) 被保険者が傷害通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては傷害通院保険金を支払いません。

(注1) ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

(注2) 事故の発生の日

傷害保険金を支払いうる傷害の原因となった事故の発生の日をいいます。

第8条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

第9条（他の傷害または疾病の影響）

(1) この保険契約^(注)において保険金支払の対象とならない傷害または疾病の影響により第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

(注) 保険契約

この保険契約が継続される前の保険契約を含みます。

第10条（職業または職務の変更に関する通知義務）

この特約においては、保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合でも、保険契約者または被保険者は、その旨を当社に通知する義務はありません。

- ① 被保険者が職業または職務を変更したこと。

- ② 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いたことまたは職業に就いていた被保険者がその職業をやめたこと。

第 1 1 条（保険契約の無効）

普通保険約款基本条項第 6 条（保険契約の無効）に定める事由のほか、傷害死亡保険金受取人を定める場合^(注)に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかったときは、保険契約は無効とします。

（注）傷害死亡保険金受取人を定める場合

その被保険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第 1 2 条（保険料の返還または請求－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）

職業または職務の変更の事実^(注)がある場合でも、保険料率は変更しません。

（注）職業または職務の変更の事実

第 1 0 条（職業または職務の変更に関する通知義務）の変更の事実をいいます。

第 1 3 条（保険料の返還－失効の場合）

普通保険約款基本条項第 1 4 条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）の規定にかかわらず、保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、当社は、傷害死亡保険金を支払うべき事由に対応する保険料を返還しません。

第 1 4 条（事故の通知）

- （1）被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて 3 0 日以内に事故発生状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （2）被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 3 0 日以内に行方不明または遭難発生状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- （3）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）もしくは（2）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 1 5 条（保険金の請求）

- （1）当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものと

します。

- ① 傷害死亡保険金については、その被保険者が死亡した時
- ② 傷害後遺障害保険金については、その被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 傷害入院保険金については、その被保険者が被った傷害の治療を目的とした入院が終了した時、傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時
- ④ 傷害手術保険金については、その被保険者が傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
- ⑤ 傷害通院保険金については、その被保険者が被った傷害の治療を目的とした通院が終了した時、傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害通院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時

(2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表5の書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

第16条（保険金の内払）

(1)普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払時期）(1)の規定にかかわらず、傷害入院保険金を支払うべき場合において、保険金支払の対象となる入院期間が1か月以上継続した場合には、当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出ならびに普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）(2)および(5)の書類の提出により保険金の内払を行います。

(2)(1)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第17条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1)当社は、第14条（事故の通知）の規定による通知または第15条（保険金の請求）および普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2)(1)の規定による診断または死体の検案^(注1)のために要した費用^(注2)は、当社が負担します。

（注1）死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）費用

収入の喪失を含みません。

第18条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第19条（傷害死亡保険金受取人の変更）

- （1）保険契約締結の際、保険契約者が傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- （2）保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、傷害死亡保険金受取人を変更することができます。
- （3）（2）の規定による傷害死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- （4）（3）の規定による通知が当社に到達した場合には、傷害死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- （5）保険契約者は、（2）の傷害死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- （6）（5）の規定による傷害死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- （7）（2）および（5）の規定により、傷害死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- （8）傷害死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した傷害死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人^{（注）}を傷害死亡保険金受取人とします。
- （9）保険契約者は、傷害死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

（注）法定相続人

法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第20条（傷害死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- （1）この保険契約について、傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の傷害死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、傷害死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の傷害死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第21条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

別表1 第3条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦^(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 山岳登山

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

(注2) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注4) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 第3条（保険金を支払わない場合—その2）②の職業

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者^(注1)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手^(注2)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1) 猛獣取扱者

動物園の飼育係を含みます。

(注2) ローラーゲーム選手

レフリーを含みます。

別表3 後遺障害等級表

等級	後 遺 障 害	保険金 支払割合
第 1 級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼 ^そ および言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	1 0 0 %
第 2 級	(1)1 眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が 0. 0 2 以下になったもの (2)両眼の矯正視力が 0. 0 2 以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	8 9 %
第 3 級	(1)1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0. 0 6 以下になったもの (2)咀嚼 ^そ または言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	7 8 %
第 4 級	(1)両眼の矯正視力が 0. 0 6 以下になったもの (2)咀嚼 ^そ および言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節、近位指節間関節もしくは母指の指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	6 9 %
第 5 級	(1)1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0. 1 以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	5 9 %

	(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	
第 6 級	(1) 両眼の矯正視力が 0. 1 以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 4 0 cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (8) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの	5 0 %
第 7 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0. 6 以下になったもの (2) 両耳の聴力が 4 0 cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指を失ったもの (7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (1 0) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (1 1) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節、近位指節間関節もしくは第 1 の足指の指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (1 2) 外貌に著しい醜状 ^{こう} を残すもの (1 3) 両側の睪丸 ^こ を失ったもの	4 2 %
第 8 級	(1) 1 眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0. 0 2 以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの	3 4 %

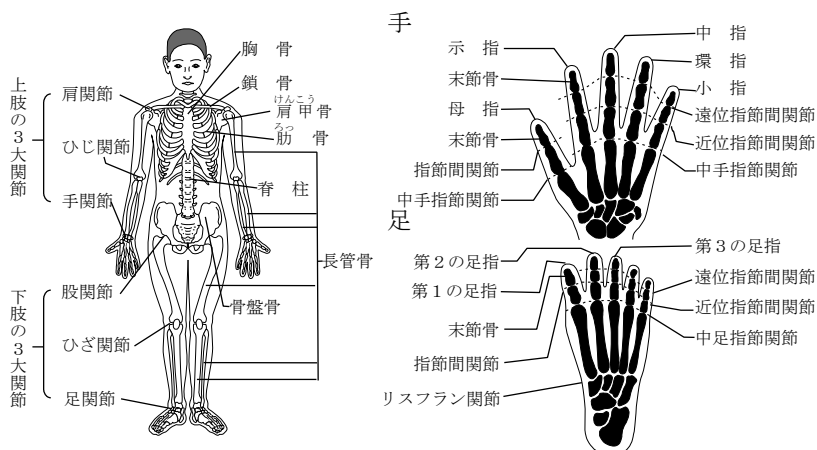
	(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5 cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄 ^{きく} または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼 ^そ および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼 ^そ または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴 ^{てつ} を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%

	の (1 1) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	
第 1 1 級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 1 0 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 4 0 cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの (1 0) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	1 5 %
第 1 2 級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (1 0) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (1 1) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの (1 2) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの (1 3) 局部に頑固な神経症状を残すもの (1 4) 外貌に醜状を残すもの	1 0 %
第 1 3 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0. 6 以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を 1 cm 以上短縮したもの	7 %

	(10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表4 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱

2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等^(注)を装着した場合に限ります。

3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等^(注)を装着した場合に限ります。

(注) ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表3・注2の図に示すところによります。

別表5 保険金請求書類

提出書類	保険金種類				
	傷害死亡	傷害後遺障害	傷害入院	傷害手術	傷害通院
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○
2. 当社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
3. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○	○
4. 死亡診断書または死体検案書	○				
5. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○
6. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○
7. 傷害死亡保険金受取人（傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○				
8. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○
9. 被保険者の戸籍謄本	○				
10. 法定相続人の戸籍謄本（傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○				
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○
12. その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

(注) 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

顔面傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金 2 倍支払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS & AD 型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
傷 害 補 償 特 約	傷害補償（MS & AD 型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に付帯されたものをいいます。

第 1 条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、この特約により、被保険者が傷害補償特約第 1 条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、同特約第 6 条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の支払）の規定により傷害入院保険金を支払う場合において、傷害を被った部位またはその一部が顔面、頭部または頸部^{けい}であって、その部分の治療について切開、縫合、補てつなどの外科手術または歯科手術を受けたときは、その治療期間に対して、次の算式によって算出した額を同条（1）の傷害入院保険金として被保険者に支払います。

傷害補償特約第 6 条 (1)から(4)までの
規定により支払われる 傷害入院保険金

× 2 =

傷害入院保険金の額

（2）当社は、この特約により、被保険者が傷害を被り、傷害補償特約第 7 条（傷害通院保険金の支払）の規定により傷害通院保険金を支払う場合において、傷害を被った部位またはその一部が顔面、頭部または頸部^{けい}であって、その部分の治療について切開、縫合、補てつなどの外科手術または歯科手術を受けたときは、その治療のための通院日数に対して、次の算式によって算出した額を同条（1）または（2）の傷害通院保険金として被保険者に支払います。

傷害補償特約第 7 条の
規定により支払われる 傷害通院保険金

× 2 =

傷害通院保険金の額

第 2 条（他の特約との関係）

この特約が付帯された普通保険約款に、他の特約^{（注）}が付帯されている場合には、第 1 条（保険金を支払う場合）の規定に基づき支払われる保険金の額は、他の特約^{（注）}がないものとして算出した額とします。

（注）他の特約

傷害補償特約の規定に基づき支払われる傷害入院保険金および傷害通院保険金を増額または追加して支払う旨の約定があるこの特約以外の特約をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

第三者の加害行為による保険金 2 倍支払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS & AD 型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
傷害補償特約	傷害補償（MS & AD 型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に付帯されたものをいいます。
第三者	被保険者以外の者をいいます。
ひき逃げ	道路上における被保険者と自動車等 ^{（注）} との衝突、接触等の交通事故であって、その事故の加害者である第三者がその被保険者の救護その他の必要な処置を行わず逃走し、加害者がその事故の発生日からその日を含めて 60 日を経過してもなお特定できないものをいいます。 （注）自動車等 これらに積載されているものを含みます。
保険金	この特約により補償される傷害が生じた場合に、当社が被保険者または傷害死亡保険金受取人に支払うべき金銭であって、傷害補償特約に規定する傷害保険金をいいます。

第 1 条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、被保険者が次のいずれかに該当する事由によって傷害補償特約第 1 条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った場合は、保険金を 2 倍にして支払います。

- ① 第三者の故意による加害行為。ただし、その傷害が第三者の加害行為によって生じたものであることを保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が警察署に届け出た場合に限り、
- ② ひき逃げ

第 2 条（他の特約との関係）

この特約が付帯された普通保険約款に、他の特約^{（注）}が付帯されている場合には、第 1 条（保険金を支払う場合）の規定に基づき支払われる保険金の額は、他の特約^{（注）}がないものとして算出した額とします。

（注）他の特約

保険金を増額または追加して支払う旨の約定があるこの特約以外の特約をいいます。

第 3 条（傷害補償特約の適用方法）

第 1 条（保険金を支払う場合）の規定により傷害後遺障害保険金が 2 倍にして支払われる場合には、

傷害補償特約第4条（傷害死亡保険金の支払）（1）および同特約第5条（傷害後遺障害保険金の支払）（6）の規定を適用するときの傷害後遺障害保険金は2倍にする前のものをいいます。

第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

免責金額の変更に関する特約（携行品損害補償特約用）

第1条（免責金額）

当社が支払うべき保険金の額は、携行品損害補償特約第5条（支払保険金）（1）の規定にかかわらず、同特約第4条（損害額の決定）の損害額から、1回の事故につき免責金額^{（注）}を差し引いた残額とします。

（注）免責金額

保険証券記載の免責金額または携行品損害補償特約第4条（損害額の決定）の損害額の保険証券記載の免責割合に相当する額のいずれか高い額をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、携行品損害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

免責金額の変更に関する特約（住宅内生活用動産補償特約用）

第1条（免責金額の変更）

当社が住宅内生活用動産補償特約第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として支払うべき額は、同特約第5条（損害保険金の支払額）の規定にかかわらず、同特約第4条（損害額の決定）の損害額から、1回の事故につき免責金額^{（注1）}または免責割合金額^{（注2）}のいずれか高い額を差し引いた残額とします。

（注1）免責金額

支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。）

（注2）免責割合金額

住宅内生活用動産補償特約第4条（損害額の決定）の損害額の保険証券記載の免責割合に相当する額をいいます。ただし、免責割合金額が保険証券記載の免責限度額を超過する場合には保険証券記載の免責限度額を限度とします。

第2条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、住宅内生活用動産補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

補償範囲の変更に関する特約（住宅内生活用動産補償特約用）

第1条（住宅内生活用動産補償特約の読み替え）

当社は、住宅内生活用動産補償特約第1条（保険金を支払う場合）（1）を次のとおり読み替えて適用します。

「

（1）当社は、日本国内における次に掲げる事故（以下「事故」といいます。）によって、保険の対象について生じた損害（①から③までの事故による損害には、消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下同様とします。）に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、損害保険金を支払います。

① 火災

② 落雷

③ 破裂または爆発

④ 風災（注1）、雹災^{ひょう}または雪災（注2）。ただし、その損害（注3）の額が20万円以上となった場合に限るものとし、損害（注3）の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行なうものとします。

⑤ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵^{じん}、粉塵^{じん}、煤煙^{ばい}その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ（注4）または④の事故による損害を除きます。

⑥ 給排水設備（注5）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水^{いつ}（注6）による水濡れ。ただし、④の事故による損害を除きます。

⑦ 盗難（注7）。ただし、通貨の盗難に対しては保険金を支払いません。

（注1）風災

台風^{せん}、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

（注2）雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩^{なだれ}をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

（注3）損害

雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、それぞれ別の事故によって生じたことが普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払時期）（1）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、住宅内生活用動産補償特約第9条（事故の発生）の規定に基づく義務を負うものとします。

（注4）土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

（注5）給排水設備

スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注6) 溢^{いっ}水

水が溢^{あふ}れることをいいます。

(注7) 盗難

強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。」

第2条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、住宅内生活用動産補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

新価保険特約（携行品損害補償特約用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董 ^{とう} 、彫刻物その他の美術品をいいます。
携行品特約	携行品損害補償特約をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券 ^(注) 、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 (注) 乗車船券・航空券 定期券を除きます。
他の保険契約等	携行品特約第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。
保険価額	保険の対象に損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険の対象	この特約により補償される物として携行品特約で定めるものをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。）

第1条（損害額の決定）

(1) 携行品特約第4条（損害額の決定）の規定にかかわらず、当社が同特約第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式^(注1)によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{損害額}}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合には、当社が携行品特約第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式^(注1)によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額^(注2)}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{損害額}}$$

(3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その

損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を決定します。

(4) 保険契約者または被保険者が、次に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

① 携行品特約第6条(事故の発生)(1)③に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 携行品特約第6条(1)④に規定する手続のために必要な費用

(5) (1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の再調達価額^(注3)を超える場合は、その再調達価額^(注3)をもって損害額とします。

(6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(4)①および②の費用の合計額を損害額とします。

(7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

(注1) 算式

算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注2) 増加額

保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

(注3) 再調達価額

保険の対象が貴金属等である場合には保険価額とします。

第2条 (他の保険契約等がある場合の支払保険金)

当社は、この特約により、携行品特約第9条(他の保険契約等がある場合の支払保険金)にかかわらず、保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定がない保険契約または共済契約(以下「時価契約」といいます。)があるときは、同特約第1条(保険金を支払う場合)の保険金については、次に規定する算式により算出した額を支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害額}^{(注)}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{他の時価契約によって 支払われるべき} \\ \text{保険金または共済金の 支払額の合計額} \end{array}} = \boxed{\text{保険金の支払額}}$$

(注) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第3条（携行品特約の読み替え）

この特約については、携行品特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（支払保険金）（1）の規定中「第4条（損害額の決定）」とあるのは「この特約第1条（損害額の決定）」
- ② 第11条（残存物および盗難品の帰属）（2）の規定中「第4条（損害額の決定）（3）①」とあるのは「この特約第1条（損害額の決定）（4）①」
- ③ 第11条（4）の規定中「保険価額^{（注1）}」とあるのは「再調達価額（保険の対象が貴金属等である場合には保険価額、保険の対象が乗車券等の場合は損害額）」
- ④ 第11条（注2）の規定中「第4条（損害額の決定）（3）①」とあるのは「この特約第1条（損害額の決定）（4）①」
- ⑤ 第11条（5）の規定中「第4条（損害額の決定）」とあるのは「この特約第1条（損害額の決定）」

第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、携行品特約および普通保険約款の規定を準用します。

新価保険特約（住宅内生活用動産補償特約用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董 ^{とう} 、彫刻物その他の美術品をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券 ^(注) 、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 (注) 乗車船券・航空券 定期券を除きます。
他の保険契約等	住宅内生活用動産補償特約第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。
保険価額	保険の対象に損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険の対象	この特約により補償される物として、住宅内生活用動産補償特約で定めるものをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。）

第1条（損害額の決定）

(1) 当社が住宅内生活用動産補償特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払うべき損害額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式^(注1)によって算出した額とします。

修理費	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害額
-----	---	-------------------------	---	-----

(2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合には、当社が住宅内生活用動産補償特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式^(注1)によって算出した額とします。

修理費	－	修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額 ^(注2)	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害額
-----	---	--	---	-------------------------	---	-----

(3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を決

定します。

(4) 保険契約者または被保険者が次に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

① 住宅内生活用動産補償特約第9条(事故の発生)(1)③に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 住宅内生活用動産補償特約第9条(1)④の手続のために必要な費用

(5) (1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の再調達価額^(注3)を超える場合は、その再調達価額^(注3)をもって損害額とします。

(6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(4)①および②の費用の合計額を損害額とします。

(7) 保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

(8) 保険の対象が貴金属等である場合において、保険の対象の損害額が1個または1組について30万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害額を30万円とみなします。

(注1) 算式

算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注2) 増加額

保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

(注3) 再調達価額

保険の対象が貴金属等である場合には保険価額とします。

第2条(他の保険契約等がある場合の支払保険金)

当社は、この特約により、住宅内生活用動産補償特約第12条(他の保険契約等がある場合の支払保険金)(1)にかかわらず、保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定がない保険契約または共済契約(以下「時価契約」といいます。)があるときは、同特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金については、次に規定する算式により算出した額を支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

損害額 ^(注)	－	他の時価契約によって支払われるべき 保険金または共済金の支払額の合計額	=	保険金の支払額
--------------------	---	--	---	---------

(注) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第3条(住宅内生活用動産補償特約の適用除外)

住宅内生活用動産補償特約第4条(損害額の決定)の規定は適用しません。

第4条（住宅内生活用動産補償特約の読み替え）

この特約については、住宅内生活用動産補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（損害保険金の支払額）（1）の規定中「第4条（損害額の決定）」とあるのは「この特約第1条（損害額の決定）」
- ② 第8条（失火見舞費用保険金の支払額）（注）の規定中「保険価額」とあるのは「再調達価額（保険の対象が貴金属等である場合には保険価額）」
- ③ この特約第2条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定が適用される場合には、住宅内生活用動産補償特約第12条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）（3）の規定中「（1）および（2）の規定」とあるのは「この特約第2条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定」
- ④ 第14条（残存物および盗難品の帰属）（2）の規定中「第4条（損害額の決定）（3）①」とあるのは「この特約第1条（損害額の決定）（4）①」
- ⑤ 第14条（4）の規定中「保険価額^{（注1）}」とあるのは「再調達価額（保険の対象が貴金属等である場合には保険価額、保険の対象が乗車券等の場合は損害額）」
- ⑥ 第14条（注2）の規定中「第4条（損害額の決定）（3）①」とあるのは「この特約第1条（損害額の決定）（4）①」
- ⑦ 第14条（5）の規定中「第4条（損害額の決定）」とあるのは「この特約第1条（損害額の決定）」

第5条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、住宅内生活用動産補償特約および普通保険約款の規定を準用します。